

**水産物流通調査業務のうち産地水産物流通
調査（水揚量・価格調査（年間・月別））及
び水揚量・価格情報（日別）における民間
競争入札実施要項**

令和3年1月

水 産 庁

目 次

1. 趣旨	1
2. 本業務の概要	1
3. 本業務に係る委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	4
4. 実施期間に関する事項	12
5. 入札参加資格に関する事項	13
6. 入札に参加する者の募集に関する事項	13
7. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	15
8. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	18
9. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	19
10. 契約により民間事業者が講ずべき措置等	19
11. 契約により民間事業者が負うべき責任等	23
12. 法第7条第8項に規定する評価に関する事項	24
13. その他本業務の実施に際し必要な事項	24
別紙1-1 水産物流通調査の概要	
別紙1-2 水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別）における調査区一覧表（令和元年調査実績）	
別紙2 水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別）の流れ図	
別紙3-1 調査対象配布用品一覧	
別紙3-2 産地水産物流通調査 水揚量・価格調査（年間） 調査票	
別紙3-3 産地水産物流通調査 水揚量・価格調査（月別） 調査票	
別紙4 水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別） 卸売業者・漁業協同組合等名簿	
別紙5 水揚量・価格調査に御協力いただいている皆様へ	
別紙6 水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別） 調査拒否等報告	
別紙7 水揚量・価格調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	
別紙8 水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別） 問合せ・苦情等対応状況	
別紙9 水揚量・価格調査（年間・月別） 調査票回収・催促状況	
別紙10-1 産地水産物流通調査（水揚量・価格調査） 審査事項一覧表	
別紙10-2 水揚量・価格情報（日別） 審査事項一覧表	
別紙11 水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別） 疑義照会状況	
別紙12 従来の実施状況に関する情報の開示	

別紙 13 水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別） 照会対応事例集

別紙 14 産地魚種流通名（抜粋版）

別紙 15 システム構成図

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された水産物流通情報発信・分析事業は水産物流通調査業務として継続され、令和 2 年 7 月 7 日に閣議決定された公共サービス改革基本方針別表において、引続き民間競争入札の対象となっている。水産庁は、水産物流通調査業務のうち産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年間・月別））及び水揚量・価格情報（日別）の収集・分析等に係る業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

2. 本業務の概要

本業務は、漁業経営の安定や国民に対する水産物の安定供給を図るため、全国の主要漁港における主要品目の水揚量・卸売価格等の水産物の需給・価格の動向を把握することを目的として、平成 21 年度より委託事業として毎年度実施している。

（1）業務の体系（概要は別紙 1－1 参照）

- ① 産地水産物流通調査
水揚量・価格調査（年間・月別）
- ② 水揚量・価格情報（日別）

（2）調査等の対象

それぞれの調査等の対象は、以下に基づき水産庁が選定する。調査を実施する卸売業者及び漁業協同組合は、毎年 12 月下旬頃に水産庁が民間事業者に対し、3（1）②イに示す卸売業者・漁業協同組合等名簿（以下「名簿」という。）により示す。ただし、令和 3 年度については、公示（令和 3 年 1 月上旬予定）以降、民間入札に参加する予定の者から希望があった場合、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする。

① 水揚量・価格調査（年間）

直近の漁業センサスで設定された漁業地区（※1）のうち、主要な漁業地区（※2）における卸売業者及び漁業協同組合

※1：市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区

※2：当該漁業地区での水揚量・取扱金額や国の施策上の観点を考慮するとともに、卸売市場が形成され、年間調査品目の調査が可能な卸売業者等が存在する地区

② 水揚量・価格調査（月別）

水揚量・価格調査（年間）の主要な漁業地区のうち、原則として月別調査品目毎の水揚量上位 20 地区かつ 1 地区で 5 品目以上が該当となった地区で水産庁が名簿より選定する卸売

業者及び漁業協同組合

③ 水揚量・価格情報（日別）

水揚量・価格調査（年間）の選定地区のうち、主要漁港として国の施策上、特に重要な地区を含む水産庁が定める卸売業者及び漁業協同組合等

（３）調査等の規模

令和元年度の調査対象地区数は、延べ 285 地区程度とする。ただし、予算等の関係で、調査（情報収集）対象地区数等が変更される場合がある。

① 水揚量・価格調査（年間）

直近の漁業センサスに基づく 2（２）①に該当する地区（令和元年度調査区は別紙 1－2 参照、208 地区）、約 109 品目（令和元年度実績）

② 水揚量・価格調査（月別）

直近の漁業センサスに基づく 2（２）②に該当する地区（令和元年度調査区は別紙 1－2 参照、48 地区）、約 35 品目（令和元年度実績）

③ 水揚量・価格情報（日別）

水揚量・価格調査（年間）のうち、約 30 地区（稚内、紋別、羅臼、釧路、八戸、宮古、気仙沼、女川、石巻、塩釜、銚子、三崎、沼津、焼津、境、唐津、松浦、長崎、枕崎を含む）（令和元年度調査区は別紙 1－2 参照、29 地区）、約 45 品目（令和元年度実績）

（４）調査等の時期

① 水揚量・価格調査（年間）

調査期間は 1 月から 12 月までの 1 年間とし、調査回数は年 1 回

② 水揚量・価格調査（月別）

調査期間は 3 月から翌年 2 月までの 1 年間とし、調査回数は月 1 回

③ 水揚量・価格情報（日別）

情報収集期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とし、情報収集回数は毎日（平日で取引がある日）

（５）調査・情報収集事項

① 水揚量・価格調査（年間・月別）

主要品目別水揚量・価額・価格

② 水揚量・価格情報（日別）

主要品目別水揚量・価格

（６）調査等の方法

調査等の方法については、民間事業者の創意工夫による提言を重視し、これを活用する方向で本業務を実施するものとし、特にオンラインによる調査票の回収方法がある場合はその使用を推奨する。提言がなければ、以下に記載する方法で実施する。

① 水揚量・価格調査（年間・月別）

調査対象が選択した、次のいずれかの方法で実施する。

イ 調査票を郵送等により配布し、調査対象が記入した調査票を郵送、FAX 又は電子メールにより回収する方法

ロ 水揚量・価額・価格が記載された台帳等の写しを郵送、FAX又は電子メールにより回収する方法

（注）民間事業者が当該写しを基に、入力業務を代行することが必要。

ハ 政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）を使用して、調査票を配布・回収する方法

（注）オンライン調査システムについては、その使用が可能となった段階で実施することができる。

② 水揚量・価格情報（日別）

調査対象からFAX、電子メール又は電話の聞き取り等により主要品目別水揚量・価格の情報を収集する。

（７）ICT技術を活用したデータ管理

これまでも本調査では、データの入力・管理・集計に際し、水産物流通情報提供システムを活用してきたことを踏まえ、本業務においても、民間事業者が活用を希望する場合は、水産庁より当該システムのプログラム及び取扱説明書を貸与する。取扱説明書については、民間競争入札に参加する予定の者から希望があった場合、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする。

※水産物流通情報提供システムの概要

水産物流通情報提供システムはデータの入力・管理・集計を行い、決められた様式に基づいた集計結果の出力及びホームページにデータを公表するシステムである。データの集計（水揚量・価格情報（日別）を除く）については、このシステムを使用できる。なお、当該システムの機器保管、改修業務及び運用支援業務は本業務に含まれる。情報セキュリティ対策を講じた作業場所、ブロードバンド環境、固定IPアドレスの他サーバ、ファイアーウォール及びUPS（無停電電源装置）等の関連機材については民間事業者で用意することとし、以下の通信環境及びシステム環境が必要となるが、あくまで現行の仕様を参考として例示したものであり、本事業に必要な機能が発揮できるのであれば仕様は問わない。

（例）

① 通信環境

ブロードバンド環境

② ハードウェア構成

イ サーバ

クライアントサーバ型で構成すること。

ロ サーバスペック

（イ）共有サーバ

AWS t2.small/Win

v 4 CPU × 1 以上

メモリ 2GB 以上

ディスク容量 100GB 以上

UPS（無停電電源装置）

(ロ) データベースサーバ

AWS t2.small/Win

v 4 CPU × 2 以上

メモリ 8 GB 以上

ディスク容量 100 GB 以上

(ハ) アクティブディレクトリサーバ

AWS t2.small/Win

v 4 コア CPU × 1 以上

メモリ 2 GB 以上

ディスク容量 100 GB 以上

③ ソフトウェア構成

イ サーバ OS

Windows Server 2016 Standard

ロ データベースソフト

PostgreSQL

ハ クライアント OS

Windows 10 以上

Microsoft Office Personal 2019

④ ネットワーク構成

本業務用のインターネット環境及び LAN を構成すること

(注 1) 当該システムの維持管理に要した費用(令和元年度実績)は、約 461 万円(機器保管費含む)。当該システムの機器保管に要する費用は令和元年度実績 104 万円程度。また、改修業務及び運用支援業務に要する費用は令和元年度実績 356 万円程度。

(注 2) 水産物流通情報提供システムは、共有サーバ、データベースサーバ、アクティブディレクトリサーバ、ファイヤーウォール等から構成される(別紙 15 参照)。

3. 本業務に係る委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本業務に係る委託業務の内容

産地水産物流通調査(水揚量・価格調査(年間・月別))業務における実査準備(調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定)、実査(調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票や台帳等の写し(以下「調査票等」という。)の回収・催促)、審査・疑義照会(調査票等の審査、調査対象への疑義照会)、集計(調査票等データの集計、結果表の作成、審査)、報告、公表、調査対象への謝礼支給(原則、年度末一括払い)とする(業務の流れについては、別紙 2 を参照)。直近の漁業センサスに基づき調査対象に変更があった場合の新たな調査先への協力依頼及び情報収集を行う。

水揚量・価格情報(日別)における業務は、準備(調査対象への協力依頼・確定)、情報の収集(調査日の 15 時半までに収集)、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、審査・疑義照会、電子データの作成、水産庁への報告(調査日の 16 時半までに報告)及び公表(調査日の 17 時

目途)、調査対象への謝礼支給(原則、年度末一括払い)。なお、調査日の15時半以降に情報収集した情報については、翌日(翌日が土日休日の場合は、その翌日)に審査、集計、水産庁への提出及び公表を行うものとする。

① 業務実施期間

令和3年度中の契約締結日から令和6年3月31日(令和3年度から令和5年度)

上記に係る予算措置については、令和3年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

② 水産庁からの貸与物件

水産庁からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

イ 直近の漁業センサスに基づき作成した名簿

ロ 令和元年調査で得られた個別データ

回収した調査票等の審査や集計表の作成を実施する際に、前年の調査結果を比較するためのもの(調査対象個別データを電子媒体により貸与)

ハ 政府統計共同利用システムオンライン調査システム利用手順書(以下「システム利用手順書」という。)

オンライン調査システム上において調査回答者情報等の登録作業を行うための手順書

ニ ワンタイムパスワードトークン(認証用機器)

「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード(認証のために1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。)を生成する機器

ホ 希望する場合は、水産物流通情報提供システムのプログラム(過去に実施した改修及びシステム運用支援業務に係る報告書を含む)及び取扱説明書(管理者編、一般ユーザ編)

ヘ 産地魚種流通名

調査対象から収集した調査票等において、魚種名が従来からその地域での一般的に使用している呼び名である地方名等で記載している場合、民間事業者において、水産庁が貸与する「産地魚種流通名」(別紙14の抜粋版を参照)を活用し、調査対象毎に魚種の変換を行うものとする。

なお、調査表に「産地魚種流通名」に記載されていない魚種又は不明確なものが記載されていた場合は、民間事業者が調査対象に照会等を行うとともに、その結果を基に「産地魚種流通名」を適宜更新するものとする。

③ 業務の引継ぎ

イ 現行の事業者からの引継

水産庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日まで、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の事業者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

民間事業者は、本事業の終了に伴う次期事業者への業務の引継ぎ計画及びその内容について、事前に水産庁に提示し、了承を得た上で、業務内容を明らかにした書類等（更新された産地魚種流通名を含む）により、次期事業者に対し、十分な引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、民間事業者の負担となる。

④ 業務の内容

イ 産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年間・月別））

本業務の内容は以下のとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、下記審査準備、実査、審査、集計に関する業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める（業務実施の具体的な方法については、企画書（６（２）③参照）に記載する）。

また、民間事業者は定期的に水産庁と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めることとする。

- ・実査準備 → 詳細は以下の（イ）・（ロ）
- ・実査 → 同 （ハ）～（ト）
- ・審査・疑義照会 → 同 （チ）
- ・電子化、集計、集計表の作成、審査、報告、公表 → 同 （リ）
- ・調査対象への謝礼支給 → 同 （ヌ）

（イ）調査関係用品の印刷

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- a 調査対象に配布する調査関係用品（別紙３－１参照）のうち印刷を要するものについて水産庁が提供した原稿を基に作成・印刷すること。（調査票については別紙３－２及び３－３参照。）
- b 各調査関係用品の印刷部数は、水産庁が提示する調査対象数を基数とすること。
- c 各調査関係用品の印刷に当たっては、水産庁の指定した印刷仕様（規格は原則Ａ４とし、調査票は上質紙、それ以外は任意）を使用すること。

（ロ）調査対象への協力依頼・確定

民間事業者は、水産庁が契約後に貸与する名簿（別紙４）に示された調査対象に対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査対象を確定するとともに、調査関係用品の配布・調査票等の回収方法を確認する。インターネットが整備されている調査対象に、オンライン調査について協力を求めることとし（別紙５）、協力調査対象があった場合は水産庁に連絡する（水産庁はシステム設定作業の一部を行う。）。水産庁は、ユーザ登録及びパスワードを発行する。発行されたユーザ登録及びパスワードは、以下「（ハ）調査関係用品の配布」にあるように、事業者を通じて配布する。

民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査対象については、速やかに「水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別）調査拒否等報告」（以下「調査拒否等報告」という。）（別紙６）に取りまとめ、水産庁に電子メールにより報告し、当該調査対象からの調査への協力が得られるよう、水産庁が

民間事業者と連携して対応するものとする。

(ハ) 調査関係用品の配布

民間事業者は、オンライン調査を選択した調査対象以外には、(ロ)で確認した方法で、調査対象に対し調査票、返信用封筒及び調査票記入要領を配布する。

オンライン調査システムで調査を行う場合には、「システム利用手順書」に基づき、ID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し、配布する。

(ニ) オンライン調査システムの回答者情報登録

民間事業者は、オンライン調査システムを使用する前月末日までに、「システム利用手順書」及び「水揚量・価格調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順」(別紙7参照)に基づき回答者情報等の登録作業を行う。なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所、ブロードバンド環境及び固定IPアドレスについては民間事業者で用意することとし、以下の通信環境及びシステム環境が必要となる。(別紙5参照。)

- ・通信環境

- ブロードバンド環境

- ・パソコンの動作環境

- OS : Windows10、Windows8.1、Windows7 ESU、macOS 10.15

- Web ブラウザ : Internet Explorer 11.0、Firefox 78.0、Google Chrome 83.0、Microsoft Edge 44.1、Safari 13.1

- PDF 閲覧ソフト : Adobe Acrobat Reader DC

(ホ) 調査対象からの問合せ・苦情等の対応

民間事業者は、次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- 調査対象からの問合せ、苦情等については、「照会対応事例集」を活用すること。
- 問合せ・苦情等の対応状況については、「水揚量・価格調査(年間・月別)及び水揚量・価格情報(日別) 問合せ・苦情等対応状況」(別紙8の様式による。以下「問合せ、苦情等対応状況」という。)に取りまとめ、10(1)①に定める期日までに水産庁に電子メールにより提出すること。

(ヘ) 調査票等の回収・督促

民間事業者は、調査対象に対し、指定した期日までに調査票等を提出するように周知徹底を図るとともに、未提出の調査対象に対して督促を行う。なお、調査票等の督促方法及び調査手法については民間事業者の創意工夫(※)により設定し、企画書にその具体的な内容を記述すること。

※ 民間事業者の創意工夫の例

水揚量・価格調査(年間・月別)については、調査対象が業務で作成する台帳等と調査票の魚種名が一致しない場合(台帳等は地方名を採用しているなど)等もあることから、調査対象が調査票を記入する負担が大きい。このため、従来より調査票だけの回収方法でなく、台帳等の写しを回収する方法も調査対象の希望により実

施しており、催促等に関しては当該回収方法の推奨の他、月別等で集計されていない台帳等の受付（集計を民間事業者が代行し、間違いがないか調査対象に確認）等の調査対象の負担を軽減する工夫が求められる。

（ト）調査票等の回収状況の管理

民間事業者は「水揚量・価格調査（年間・月別） 調査票回収・催促状況」（別紙 9 の様式による。以下「調査票回収・催促状況」という。）に調査票等の回収日、催促状況等の必要事項を記載し、調査票の回収状況を管理する。なお、「調査票回収・催促状況」は、10（１）①に定める報告期日までに調査票等と併せて水産庁に提出する。

（チ）調査票等の内容審査、調査対象への疑義照会

民間事業者は、提出された調査票等の内容について、水産庁が示す「審査事項一覧表」（別紙 10-1）に基づき確実に審査を行い、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行う。疑義照会の結果、修正が生じた場合は調査票等の内容を修正する。

なお、調査対象に対する照会の状況は「水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別） 疑義照会状況」（別紙 11 の様式による。以下「疑義照会状況」という。）に取りまとめ、10（１）①に定める期日までに水産庁に電子メールにより提出する。

（リ）調査票等の電子化・集計・集計表の作成・審査・報告・公表

民間事業者は、審査が終了した調査票等について、別紙 10-1（参考）調査票データ取りまとめ表に基づき電子化し、電子化したデータと調査票等の突合チェックを行う。なお、確定値取りまとめ後の調査票及び電子化したデータを 3（１）⑥により水産庁に提出する。集計表について、審査事項一覧表に基づき確実に審査を行う。

なお、集計表の作成方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述する。

水産庁の了解後、民間事業者はホームページに集計表を公表する。

（ヌ）調査対象への謝礼支給

民間事業者は、（ロ）で確定した調査対象であって、実際に調査を実施した者に対し、謝礼として水揚量・価格調査（年間）、は各年度末までに 10,000 円、水揚量・価格調査（月別）は各年度末までに 120,000 円（調査対象が希望する場合には毎月 10,000 円）の謝礼の支払いを行うこととし、実額を水産庁が負担する。

なお、年間の謝礼支払額（支払件数）及び受領辞退対象数について、事業報告書に記載すること。

ロ 水揚量・価格情報（日別）

本業務の内容は以下のとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、下記準備、情報の収集、審査、集計に関する業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める（業務実施の具体的な方法については、企画書（6（２）③参照）に記載する。）

（イ）準備

民間事業者は、水産庁が契約後に貸与する名簿（別紙 4）に示された調査対象に対し、

調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査対象を確定するとともに、情報収集の方法を確認する。

民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査対象については、速やかに「水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別）調査拒否等報告」（以下「調査拒否等報告」という。）（別紙 6）に取りまとめ、水産庁に電子メールにより報告し、当該調査対象からの調査への協力が得られるよう、水産庁が民間事業者と連携して対応するものとする。

（ロ）情報の収集

民間事業者は、調査対象に対し、指定した時間（15 時半）までに情報を提供するように周知徹底を図る。

（ハ）調査対象からの問合せ・苦情等の対応

民間事業者は、次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- a 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- b 調査対象からの問合せ、苦情等については、「照会対応事例集」を活用すること。
- c 問合せ・苦情等の対応状況については、「水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別） 問合せ・苦情等対応状況」（別紙 8 の様式による。以下「問合せ・苦情等対応状況」という。）に取りまとめ、10（1）①に定める期日までに水産庁に電子メールにより提出すること。

（ニ）内容審査及び調査対象への疑義照会

民間事業者は、提供された情報の内容について、水産庁が示す「審査事項一覧表」（別紙 10－2）に基づき確実に審査を行い、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行う。疑義照会の結果、修正が生じた場合は提供された情報の内容を修正する。

（ホ）電子化したデータの作成と水産庁への提出・公表

民間事業者は、審査が終了した情報について、別紙 10－2（参考）調査票データ取りまとめ表に基づき電子化し、電子化したデータと調査票等の突合チェックを行う。電子化したデータを 16 時半までに水産庁に提出する。

民間事業者は、ホームページに集計表を公表する。

（ヘ）情報提供への謝礼支給

民間事業者は、情報提供を行う調査対象に対し、各年度末までに 240,000 円（調査対象が希望する場合には毎月 20,000 円）の謝礼の支払いを行う。なお、年間の謝礼支払額（支払件数）及び受領辞退対象数その他特記事項について、事業報告書に記載すること。

ハ その他

民間事業者は、本調査を基に、主要水産物の毎月の需給見通しにかかる情報を水産庁に提供する（<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/sikyou/index.html> 参照）。

⑤ 情報セキュリティ管理

民間事業者は、農林水産省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ及び個人情報保護を確保するものとする。特に以下の点に留意すること。

イ 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するた

めの体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成して適正な調査情報の管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルは提案書と併せて提出し、水産庁の審査を受けること。

ロ セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載すること。

(イ) 調査票（紙媒体及び電子媒体）、調査対象情報等個人情報の取扱いに関する責任者、業務従事者の管理体制及び業務の実施体制

(ロ) オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

ハ 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は契約終了時まで裁断・粉碎等により必ず廃棄すること。

ニ 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに水産庁に報告し、今後の対応方針について協議すること。

⑥ 納品物件（納品時期）

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体によるものとし、このほか、水産庁の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧（別紙３－１）に掲げるものの印刷物一式を印刷終了時に２セット納入する。

なお、期限日が土日休日の場合は、その前日とする。

水揚量・価格調査（月別） 集計表 ・ 月別品目別上場水揚量・価格表 ・ 漁港別品目別上場水揚量・価格表 ・ 累計水揚量・価格表	調査日が属する月の末日
水揚量・価格調査（年別） 集計表 ・ 品目別 ・ 漁港別品目別 ・ 主要品目別月別漁港別（価額はなし）	調査年の翌年６月末

⑦ 業務受託に関する留意事項

イ 設備と場所

民間事業者は、本業務を実施するために、情報セキュリティ対策を講じた作業場所、調査関係資料を厳重に管理する保管庫、電話設備、ＦＡＸ、パソコン、ブロードバンド環境、固定ＩＰアドレスの他サーバ、ファイアーウォール及びUPS（無停電電源装置）等の関連機材等の必要な設備と場所を用意する。

ロ 名称の使用等

民間事業者は、「水産物流通調査業務のうち産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年間・月別））及び水揚量・価格情報（日別）」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び水産庁の受託者である旨は、調査対象へ送付する「依頼文」に明記する。また、民間事業者は調査対象からの調査票等の返送先を自ら確保すると

ともに、契約後速やかに、調査票等の返送先を水産庁に報告すること。

ハ 連絡・調整担当者

民間事業者は、本業務の適切な実施を確保するために、水産庁との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務時間内（平日 9：00～17：00）においては、速やかに連絡・調整が取れる状態を保つこととし、水産庁との連絡・調整は、この担当者を経ることとする。

ニ 業務従事予定者の教育

本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票等や個人情報記載された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるよう教育を行うこと。

(2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。なお、水産庁は、質の確保状況について、10（１）①に示す報告及び3（１）⑥に示す納品物件により毎月ごとに確認（モニタリング）する。

① スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、水産庁と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

② 照会対応事例集による対応

照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、照会対応事例集に沿って対応すること。

③ 基準日における目標回収率

一連の業務（督促業務等）を通じ、各年又は各月の基準日（調査票等の提出期日）における調査票等の回収率が、過去 3 年の調査の実績値を基に定めた目標回収率（水揚量・価格（年間）は 98%、それ以外の調査は 100%）を達成すること（民間事業者の責に依らない理由（廃業等による連絡不能等）により、水産庁が調査不能と判断した調査対象を除く）。

なお、目標回収率を下回った年又は月があった場合は、各年の事業報告書において、実績回収率が目標回収率を下回った要因について分析し、水産庁に報告するとともに、回収率の達成を確保する上で必要な改善策を講ずる。

④ 報告期日、審査

報告期日までに報告をするとともに、調査票等の審査、調査集計表の検討については集計した結果について、水産庁が示す審査・集計・検討事項一覧表の検討事項全てについて行うこと。

なお、調査票、集計表等の審査については、民間事業者は次のイ及びロについて、水産庁の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

イ 水産庁が調査票等のデータ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

ロ 水産庁から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票等の内容の修正を行うこと。

(3) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の①又は②の場合、速やかに業務の改善策（水産庁への提案を含む）を作成及び提出し、水産庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、水産庁に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- ② 水産庁が、10（１）①に示す報告や3（１）⑥に示す納品物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

（４）業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案（照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等）を水産庁に対して行う。

（５）契約の形態及び支払

① 契約の形態

契約の形態は委託契約とする。契約金額には、調査対象への謝礼を含む。

なお、ホームページ維持・更新及びサーバ等のリース料も当該契約金額に含むこととする。

② 契約金額の支払

契約金の支払（実額支払分を含む）については、落札者が決定した後、落札者と水産庁が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、10（１）①に示す報告及び3（１）⑥に示す納品物件や業務の完了を確認できる書類等を水産庁に提出する。水産庁は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、水産庁は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

③ 調査対象への謝礼の支払いについて

調査対象への謝礼については、請求時に支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

（６）法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には水産庁が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

4. 実施期間に関する事項

契約期間は、令和３年４月（契約締結日）から令和６年３月３１日までとする。

5. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」を有していること。
- (5) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約氏名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 13（4）の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (7) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。
なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第 20 条第 1 項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと（納税証明書（直近のもの）を提出のこと）。
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと（社会保険料納入確認書等（直近のもの）を提出のこと）。
- (10) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により攻勢された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、（1）から（6）までの資格を除く全ての資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

6. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 入札公告 | 令和 3 年 1 月中旬頃 |
| ② 入札説明会 | 令和 3 年 1 月下旬～2 月中旬頃 |
| ③ 質問受付期限 | 令和 3 年 3 月上旬頃 |
| ④ 入札書提出期限 | 令和 3 年 3 月上旬頃 |
| ⑤ 企画書の審査等 | 令和 3 年 3 月上旬頃 |
| ⑥ 開札、落札予定者の決定 | 令和 3 年 3 月中旬頃 |
| ⑦ 契約締結 | 令和 3 年 4 月 1 日 |

(2) 入札の実施手続

① 入札説明後の質問受付

入札公告以降、水産庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、水産庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び水産庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、水産庁まで提出すること。

イ 入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額（謝礼実費を除く）の110分の100に相当する金額）を記した書類

ロ 企画書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

ハ 資格審査結果通知書

令和3年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

ニ 暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

③ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、7で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

イ 実施計画

ロ 実施体制・設備・環境

ハ 組織の専門性

ニ 本業務従事予定者への教育

ホ セキュリティ対策

ヘ 調査関係用品の印刷・配布

ト 調査対象の選定、調査への協力依頼及び調査対象への謝礼支給

チ 調査対象からの問合せ・苦情等対応

リ 調査票等の回収及び督促

ヌ 調査票等の審査・疑義照会対応

ル 調査票等の電子化・集計表の作成

なお、上記について水産庁が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載する。

7. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧表」（表１）のとおり。なお、評価は、水産庁内に設置する評価委員会において行う。

表１ 評価項目一覧表

	評価項目	評価基準	評価区分	得点配分			提案書頁番号
				合計	基礎点	加 点	
	実施計画						
	基本的な調査実施計画	実施計画（スケジュール）は、水産庁の示す要件が満たされているか	必須	10	10	－	
○	調査の効率化	業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか		9	－		9
	実施体制・設備・環境						
	基本的な組織体制	本業務を遂行可能な人数が確保されているか また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	必須	3	3	－	
	基本的な設備環境	支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか	必須	3	3	－	
		本業務を実施する場所及び設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な体制が用意されているか	必須	3	3	－	
	調査の知識と体制の柔軟性	水産物の需給・価格等の情報収集に知悉した責任者を適正に配置しているか		6	－		6
		水産庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか		6	－		6
	組織の専門性						
	専門性	業務遂行に当たり、水産物流通関係の基本的な知識（主要漁港の水揚実態、魚介類の分類、漁業等の知識）を有しているか		9	－		9
	処理能力	電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、実務経験を有する者を配置することとなっているか		6	－		6
	実務実績	類似調査の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか（注2）（注3）		6	－		6
	資格	ISO9001の認証を受けているか（注4）		3	－		3
	本業務従事予定者への教育						
	教育の内容	教育の概要が必要な内容を含むか（水産物流通調査について、秘密の保護についてなど）	必須	4	4	－	
○		調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫が示されているか		9	－		9
	セキュリティ対策						
	基本的なセキュリティ	農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	必須	3	3	－	
		効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		3	－		3
	調査関係用品の印刷・配布						
	基本的手法	印刷・配布の手順が具体的に示されているか	必須	3	3	－	
○	調査票等配布業務の質	調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか		6	－		6
	調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給						
	基本的手法	調査対象への調査の協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか	必須	3	3	－	
○	調査への協力依頼業務の質	調査対象へ調査内容をわかりやすく説明し、協力を得るための工夫が示されているか		12	－		12
○	効率化	ICT技術の導入促進の工夫が示されているか		6	－		6
	問い合わせ・苦情等対応						
	基本的手法	調査客体からの問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	必須	3	3	－	
○	問い合わせ・苦情等対応の工夫	調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速かつ適切に対応するための体制と工夫が示されているか		9	－		9
	調査票等の回収及び督促						
	基本的手法	調査票等の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか	必須	3	3	－	

○	調査票回収・督促業務の質	調査票等を確実に回収（１００％）するための創意工夫（調査対象の負担軽減のための帳票等の既存資料の受付）による設定がされているか		12	－	12	
調査票等の審査・疑義照会対応							
	基本的手法	調査票等の審査・疑義照会の手順が具体的に示されているか	必須	3	3	－	
○	効率化	審査・疑義照会を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか		12	－	12	
○		水産庁からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		6	－	6	
調査票等データの電子化及び集計、集計表の作成、審査及び報告							
	基本的手法	調査票等データの電子化及び集計、集計表の作成、審査及び報告についての手順が具体的に示されているか	必須	3	3	－	
○	効率化	調査票等データの電子化、集計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか		12	－	12	
○		水産庁からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		6	－	6	
調査方法に関する改善提案・事業者の創意工夫							
○	効率化	調査票の回収、データの集計等の調査の仕方に関する改善提案・事業者の創意工夫が示されているか		6	－	6	
水産庁が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項							
○	その他	その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか		6	－	6	
ワーク・ライフ・バランス等の推進							
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか		6	－	6	
		（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・ブラチナえるぼし 6点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※2 ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・ブラチナくるみん認定企業 4点 ・くるみん認定企業（新基準）3点 ※4 ・くるみん認定企業（旧基準）2点 ※5 ※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定 ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定 （３）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※6 （１）～（３）のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。					

技術点合計 200 44 156

（注１）表中○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目である。なお、価格と同等に評価できない項目は評価項目の小項目ごとに設定する。

（注２）評価項目の実務実績の類似調査とは、統計調査、月次統計調査及び業務統計をいうが、週報調査、四半期調査、日別調査等比較的短い期間で実施する調査の実績も加点の対象とする。

なお、調査の実績については、水産物に係るものでなくてもよい。

（注３）評価項目の実務実績の専門知識については、以下に関する最低限の知識のことを示す。

- ・魚の種類と特性（漁期、産地、用途）
- ・水揚げ価格や需給の変動要因について 等

上記のような専門知識を有することにより、実査において報告されたデータの誤り、不整合等について早期発見が可能となり、調査対象への照会、質問、修正指示等がスムーズに行われる。その結果、データの修正、集計結果の作成等の集計業務も効率的かつ短期間で行うことができる。

なお、上記の最低限の専門知識については、電話等による問合せに対しては随時回答することとし、更に入札説明会の場において詳細な説明を行い、多くの事業者が参加できるように配慮する。

(注4) この項目は、認証を受けていない・・・0点、認証を受けている・・・3点で評価を行う。

(1) 落札者を決定するための評価の基準

① 技術点 (得点配分 200 点)

技術評価は、提出された企画書の内容が、事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか(必須項目)、また、効果的なものであるか(加点項目)について行い、必須項目審査の得点(以下「基礎点」という。)と加点項目審査の得点(以下「加点」という。)の合計点を技術点とする。

イ 基礎点 (44 点)

次の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 44 点を与え、その一つでも満たしていない場合は失格とする。

ロ 加点 (156 点満点)

必須項目の審査で合格になった入札参加者に対して、「評価項目一覧表」(表 1)上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

具体的には、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を以下の審査基準により評価し、各入札参加者に対して 0 点から 3 点までを付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

なお、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目(表 1 評価項目一覧表の評価項目を参照)を設定し、該当する場合は、認定等を証する書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)の写しを提出させること。

表 2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

② 入札価格点 (得点配分 100 点)

入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格

に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は 100 点とする。

$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分 (100 点)}$

(2) 落札者の決定

① 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「② 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札予定者とする。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 「評価項目一覧表」(別表 1)に記載される要件のうち必須とされる項目を全て満たしていること。

② 総合評価点の計算

総合評価点 = [技術点] + [入札価格点]
= [基礎点(44 点) + 加点(156 点満点)] + [(1 - 入札価格 / 予定価格) × 100 点]

③ その他

イ 必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ロ 落札予定者となった者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い 1 者を落札者とすることがある。

ハ 落札予定者となるべき者が 2 人以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない水産庁の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

ニ 水産庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

水産庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告による本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、別途、契約を行うことができる。この場合において、水産庁はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

8. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」(別紙 12)のとおりとする。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報及び3 (1) ②の水産庁の貸与物件は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、水産庁は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

9. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

水産庁は、調査対象からの調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システムへのアクセス権を民間事業者に付与する。

なお、本業務実施のための政府統計共同利用システム使用に係る費用については、無償（ただし、通信費用、電気料等は利用者負担）とする。

10. 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 民間事業者が報告すべき事項

① 報告等

3 (2) で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに水産庁に報告すること。

また水産庁は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備 考
調査拒否等報告	随時	別紙6の様式によること
問合せ、苦情等対応状況	随時	別紙8の様式によること
調査票回収・催促状況	四半期毎	別紙9の様式によること
疑義照会状況	四半期毎	別紙11の様式によること
勤務体制表	受託後1ヶ月以内	・業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること ・調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を記載すること ・各工程の管理責任者の氏名、所属、

		連絡先を記載すること ・督促・審査及び苦情対応業務の業務 担当者の氏名、所属を記載すること
事業報告書 令和3年調査報告書 令和4年調査報告書 令和5年調査報告書	令和4年3月31日 令和5年3月31日 令和6年3月31日	・年間の謝礼支払金額（支払件数）、謝礼 支給額（支給件数）及び受領辞退調査対 象数について記載すること ・各調査における各月・年の調査票等の 回収率を記載すること

② 調査

水産庁は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする水産庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

イ 水産庁から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

ロ 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に水産庁から不正行為の有無を確認する。

③ 指示

水産庁は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

（２）秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して水産庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

（３）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負業務の開始及び中止

イ 請負業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

□ 本業務の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、水産庁の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査対象を具体的な理由なく区別してはならない。

□ 民間事業者は、調査対象の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

ただし、3（１）④イ（ヌ）・ロ（ホ）の調査対象への謝礼支給は除く。

④ 宣伝行為の禁止

イ 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、水産庁や「水産物流通調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が水産物流通調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

□ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

イ 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は水産庁に帰属する。

□ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、水産庁の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、水産庁の許可を得ることなく自ら行う事業又

は水産庁以外の者との契約（水産庁との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は水産庁以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑫ 再委託の取扱い

イ 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ハ 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で水産庁の承認を受けなければならない。

ニ 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ 再委託先の義務

再委託先は、上記 10（２）及び（３）②から⑪までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

ヘ 民間事業者の責任

民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑬ 契約内容の変更

民間事業者及び水産庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

⑭ 契約の解除

水産庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

ロ 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかに

なったとき。

⑮ 契約解除時の取扱い

イ 契約解除時の請負報酬の支払

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、水産庁は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

ロ 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記⑭に該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記イの請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として水産庁が指定する期日までに納付するとともに、水産庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

ハ 延滞金

水産庁は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

ニ 損害賠償

水産庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、水産庁から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑯ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と水産庁が協議するものとする。

11. 契約により民間事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

水産庁が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、水産庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について水産庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、水産庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 水産庁に対する求償

民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について水産庁の責めに帰すべき理由が存するとき

は、当該民間事業者は水産庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

- ① 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって水産庁に損害を与えたときは、民間事業者は、水産庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- ② 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「3（1）⑥ 納品物件」に定める納品期限を遅延したときは、遅延金として納品期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年3パーセントの割合で計算した額を水産庁の指定する期間内に納付しなければならない。

12. 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

水産庁は、総務大臣が行う評価の時期（令和5年5月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和5年3月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

水産庁は、10（1）の報告等を基に、下記（3）の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

- ① 3（2）①から④に係る事項
- ② 調査票及び集計表の検証状況（水産庁からの疑義照会件数・内容等）
- ③ 実際に本業務の実施に要した経費

(4) 意見聴取等

水産庁は、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者及び調査対象から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

水産庁は、本業務の実施状況等について、（1）の評価を行うため、令和5年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、水産庁は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

13. その他本業務の実施に際し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

水産庁は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 水産庁の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切

な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記 10 により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務

- ① 法第 25 条第 2 項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。
- ⑥ 本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(4) 評価委員会の開催

水産庁は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的・技術的知見を得るために、水産庁及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。

水産物流通調査の概要

調 査 名	公表データ	対 象	方 法
水揚量・価格調査 ※月 1 回 ※年 1 回 産 地 水 産 物 流 通 調 査	【月別報告】 月別品目別、漁港別品目別 ※35 品目：生鮮品・冷凍品の細分含む。 【年別調査報告】 上場水揚量・価額・価格 ※109 品目：生鮮品・冷凍品・塩漬品・干製品の細分含む。 品目別、漁港別品目別、主用品目別別漁港別 ※上場水揚量：調査区内の卸売市場において、せり、入れ、相対等によって取引された数量（搬入量及び冷蔵庫からの出庫量を除く） ※上場水揚価額：調査区内の卸売市場における取扱金額 【年別調査報告】 用途別出荷量 ※年 1 回 （令和 3 年度以降、農林水産省大臣官房統計部が実施） 用途別出荷量実数・構成比 ※用途別主要品目別用途別出荷量 ※用途別出荷量：調査区内の卸売市場において取引された水産物の最終的な用途別（生鮮食用向け、練り製品・すり身、缶詰、その他の食品加工品、漁油・飼肥料、養殖用又は漁業用飼料）の出荷量 ※19 品目：生鮮品・冷凍品の細分含む。	【月別調査】 ・年間調査の地区で調査品目毎の水揚量上位 20 地区のうち、水産庁が名簿より定める地卸売業者及び漁業協同組合 【年間調査】 ・直近の漁業センサスで設定された漁業地区のうち、主要な漁業地区における卸売業者及び漁業協同組合 ・年間調査の調査区のうち、調査品目の水揚量が年間調査の当該品目の水揚量のおおむね 6 割を占める約 32 調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合（※卸売業者で把握できない場合は仲卸業者）	・卸売業者等への郵送・FAX 等による自計調査
冷蔵水産物流通調査 ※月 1 回 （令和 3 年度以降、農林水産省大臣官房統計部が実施）	【月別報告】 ※40 品目：生鮮品・冷凍品・塩漬品・水産加工品の細分含む。 主要品目別月間入・出庫量及び月末在庫量 主要品目別月末在庫量の上位 7 市町村 【年別調査報告】※月別報告を集計したもの。 月別産地・消費地別：一調査工場数、調査冷蔵能力 月別品目別月間入庫量 一合計、産地、消費地 品目別月間出庫量 一合計、産地、消費地 月別品目別月間在庫量 一合計、産地、消費地 品目別月別市町村別月末在庫量	・全国の総冷蔵能力の 50% に達するまでの産地 40 市町及び消費地 14 市町村を調査対象とし、水産物を取り扱う主機（冷凍圧縮機）10 馬力以上の冷凍・冷蔵工場のうち、調査市町村ごとの総冷蔵能力に對し調査する冷蔵能力の累計が 80% に達するまでの約 450 冷凍・冷蔵工場	・冷凍・冷蔵工場等への郵送・FAX 等による自計調査 ・オンライン調査による自計調査
水揚量・価格情報（日別） ※平日で取引がある日	主要品目別水揚日・量・価格 ※45 品目：生鮮品・冷凍品の細分含む。	・水揚量・価格調査（年間）の選定地区のうち、主要漁港として国の施策上、特に重要な地区として水産庁が定める卸売業者及び漁業協同組合	・調査対象から FAX、電子メール又は電話の聞き取り等による情報収集

※水揚量・価格調査の月別データの更新（ホームページの公表）は、調査日が属する月の末日に実施。

水揚量・価格調査(年間・月別)及び水揚量・価格情報(日別)における調査区一覧表(令和元年調査実績)

都道府県	調査区 (情報収集地区)	水揚量・価格調査(情報)	水揚量・価格調査(情報)	水揚量・価格調査(情報)
		年	月	日
北海道	羅臼	〇	〇	〇
	根室	〇	〇	〇
	釧路	〇	〇	〇
	厚岸	〇	〇	〇
	大空	〇	〇	〇
	大空	〇	〇	〇
	大空	〇	〇	〇
	大空	〇	〇	〇
	大空	〇	〇	〇
	大空	〇	〇	〇
青森県	八戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇
	三戸	〇	〇	〇

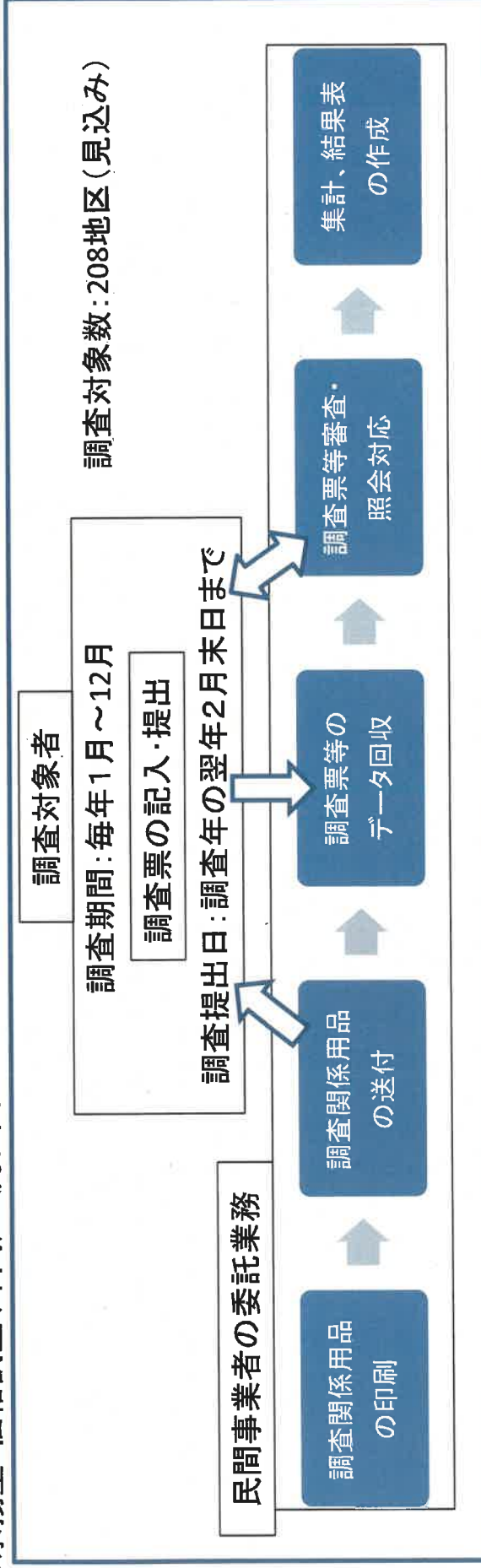
都道府県	調査区 (情報収集地区)	水揚量・価格調査(情報)	水揚量・価格調査(情報)	水揚量・価格調査(情報)
		年	月	日
宮城県	気志	〇	〇	〇
	志保	〇	〇	〇
	石巻	〇	〇	〇
	塩川	〇	〇	〇
	仙臺	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	八戸	〇	〇	〇
	能代	〇	〇	〇
	美郷	〇	〇	〇
	浦臼	〇	〇	〇
山形県	森	〇	〇	〇
	賀川	〇	〇	〇
	本庄	〇	〇	〇
	田川	〇	〇	〇
	崎山	〇	〇	〇
	目黒	〇	〇	〇
	浦臼	〇	〇	〇
	湯野	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	酒田	〇	〇	〇
福島県	相馬	〇	〇	〇
	久之	〇	〇	〇
	小高	〇	〇	〇
	平大	〇	〇	〇
	那波	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	子原	〇	〇	〇
	浦臼	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
千葉県	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇
	三小	〇	〇	〇

都道府県	調査区 (情報収集地区)	水揚量・価格調査(情報)	水揚量・価格調査(情報)	水揚量・価格調査(情報)
		年	月	日
新潟県	湯上	〇	〇	〇
	雲計	〇	〇	〇
	魚新	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
富山県	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇
	小計	〇	〇	〇

都道府県	調査区 (情報収集地区)	水揚量・価格調査(情報)	水揚量・価格調査(情報)	水揚量・価格調査(情報)
		年	月	日
山梨県	下	〇	〇	〇
	仙	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
徳島県	引	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇

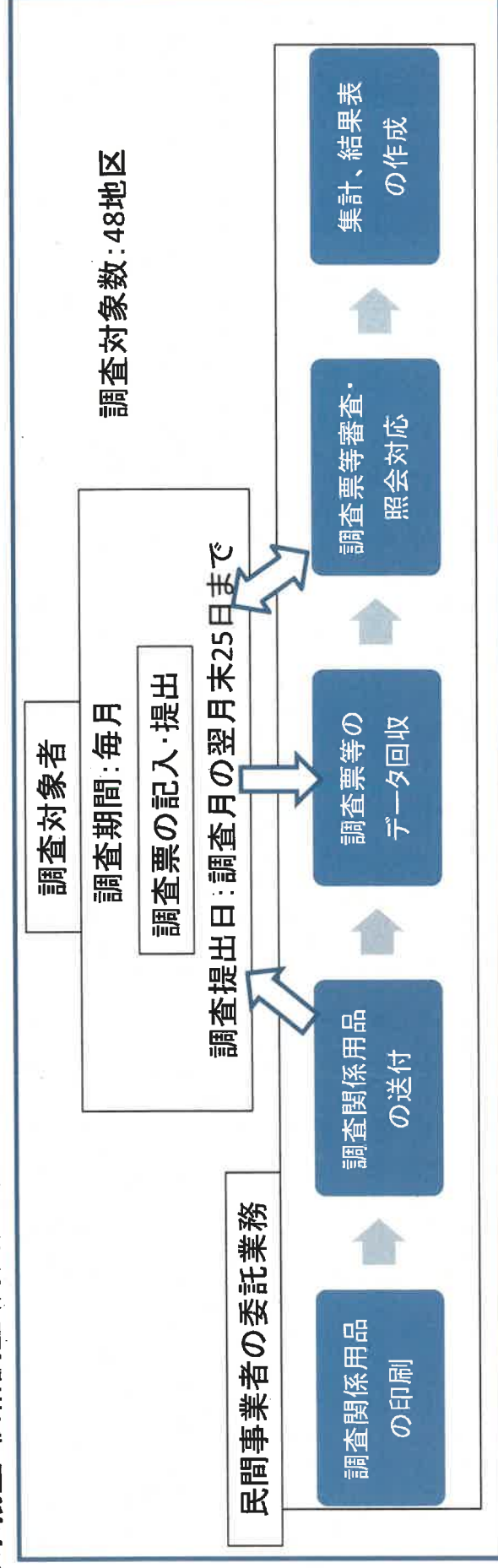
注:表中の〇は、各調査の該当調査区を示す。

○水揚量・価格調査(年間)の流れ図



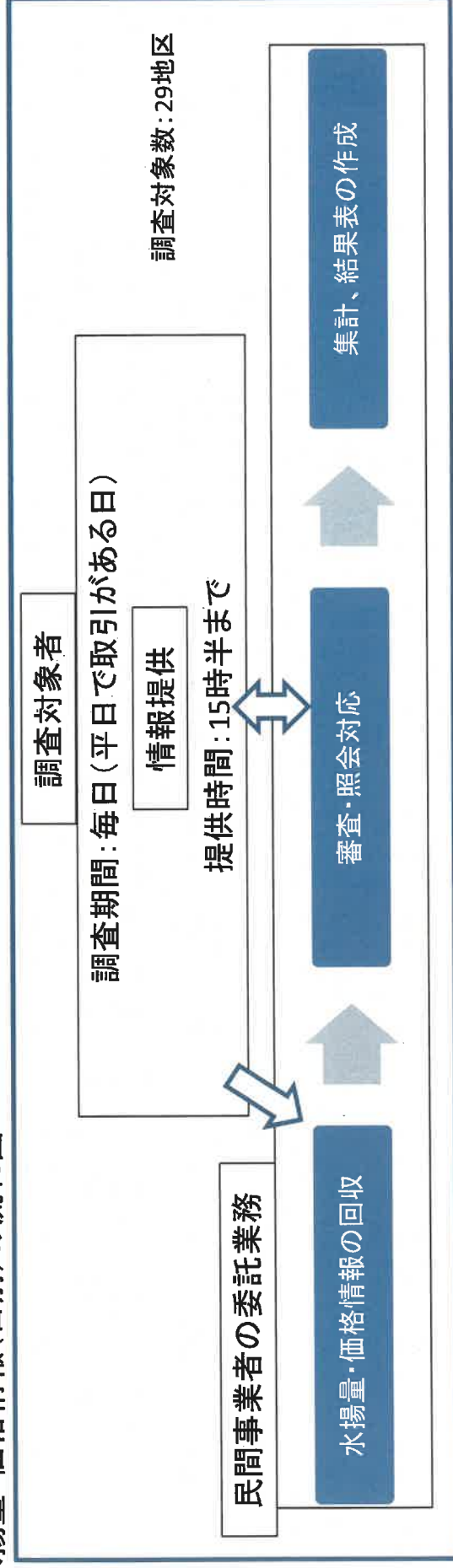
※調査票等とは、調査票の他、水揚量・価額・価格が記載された台帳等の写しを含む。

○水揚量・価格調査(月別)の流れ図



※調査票等とは、調査票の他、水揚量・価額・価格が記載された台帳等の写しを含む。

水揚量・価格情報(日別)の流れ図



調査対象配布用品一覧

調査関係用品番号	関係用品・作成物	水産庁からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査対象への送付時期	積算内訳
水揚量・価格調査(年間・月別)						
1	調査への御協力をお願い	○	○	4	4月	(令和3～5年)(208(水揚量・価格調査(年間)対象数)+48(水揚量・価格調査(月別)))×1.05(予備)+2(農林水産省提出分)=271
2	送付用封筒(調査関係用品送付用)	×	×	×	4月	(令和3～5年)(208(水揚量・価格調査(年間)対象数)+48(水揚量・価格調査(月別)))×1.05(予備)+2(農林水産省提出分)=271
3	返信用封筒 (往復郵送調査用)	×	×	×	4月	(令和3～5年)(208(水揚量・価格調査(年間)対象数)+48(水揚量・価格調査(月別)))×12ヶ月×1.05(予備)+2(農林水産省提出分)=826
4	オンライン調査への御協力をお願い	○	○	4	準備整 い次第	(令和3～5年)(208(水揚量・価格調査(年間)対象数)+48(水揚量・価格調査(月別)))×1.05(予備)+2(農林水産省提出分)=271
5	オンライン調査システム操作ガイド	○	○	4	随時	オンライン調査を選択した調査対象に配布
6	オンライン調査用ID・パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を選択した調査対象に配布
水揚量・価格調査(年間)						
7	調査票の記入の仕方 (水揚量・卸売価格(年間)調査票)	○	○	4	12月	(令和3～5年)208(水揚量・価格調査(年間)対象数)×1.05(予備)+2(農林水産省提出分)=221
8	水揚量・卸売価格(年間)調査票	○	○	4	12月	(令和3～5年)208(水揚量・価格調査(年間)対象数)×1.05(予備)+2(農林水産省提出分)=221
水揚量・価格調査(月別査)						
9	調査票の記入の仕方 (水揚量・価格調査(月別))	○	○	4	4月	48(水揚量・価格調査(月別))×1.05(予備)+2(農林水産省提出分)=53
10	水揚量・価格調査(月別)調査票	○	○	4	4月	48(水揚量・価格調査(月別))×12ヶ月×1.05(予備)+2(農林水産省提出分)=607

※積算内訳は、調査の規模(水産物流通調査業務における民間競争入札実施要項2(3))を参照を踏まえ算出したものであり、今後実際に調査を行う際、調査対象が選択する調査方法により配付が必要になることや予算等により調査数の変動があるため、これと一致するとは限らない。
 ※初年度である令和3年度においては、水産庁が調査関係用品番号1の「調査への御協力をお願い」の配付を行う。

産地水産物流通調査 水揚量・価格調査(年間) 調査票

調査区
令和 年 1月～12月

産地水産物流通調査 水揚量・価格調査(月別) 調査票

調査区
令和 年 月

魚種名	数量(kg)	価額(円)(税込)
くろまぐろ(生)		
くろまぐろ(冷)		
みなみまぐろ(冷)		
びんなが(生)		
びんなが(冷)		
めばち(生)		
めばち(冷)		
きはだ(生)		
きはだ(冷)		
まかじき(生)		
まかじき(冷)		
めかじき(生)		
めかじき(冷)		
かつお(生)		
かつお(冷)		
まいわし		
うるめいわし		
かたくちいわし		
まあじ		
むろあじ		
さば類		
さんま		
たら(生)		
すけとうだら(生)		
すけとうだら(冷)		
ほっけ		
するめいか(生)		
するめいか(冷)		
あかいか(生)		
あかいか(冷)		
ぶり類		
かれい類(生)		
まだい		
ずわいがに		
たこ類		

枚のう 枚目

[illegible]

水揚量・価格調査に御協力いただいている皆様へ

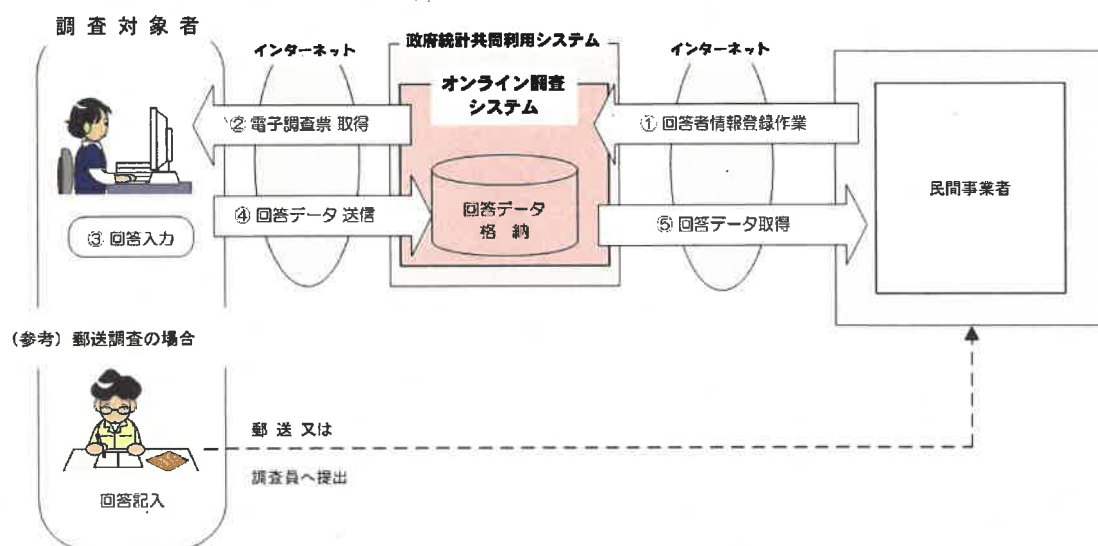
日頃より、水揚量・価格調査に御協力いただき誠にありがとうございます。

本調査は、漁業経営の安定や国民に対する水産物の安定供給を図るため、全国の主要漁港における主要品目の水揚量、卸売価格等、水産物の需給・価格の動向を明らかにするとともに、水産行政の基礎資料の整備を目的として実施しており、今後とも調査に対する御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本調査は、パソコンを利用したインターネットによる御回答（以下「オンライン調査」と称します。）が可能となっております。オンライン調査には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オンライン調査への皆様の御協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査に御協力いただける方は、下記のお問合せ先に御連絡をいただきますようお願いいたします。後日、「オンライン調査システムの操作方法」等を配布させていただきます。

◇ オンライン調査のイメージ図



注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

【お問合せ先】

TEL:

担当者:

オンライン調査の御案内

◇ オンライン調査の特徴

- 全ての作業がパソコン画面上で行えます。
調査に関する全ての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。
- 皆様の御都合の良い時間に御回答いただけます。
調査期間中、1日24時間、皆様の御都合の良い時間に御回答いただけます。
- セキュリティは確保されます。
このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配布されます。
このIDで御回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。
なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

◇ オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

- インターネット接続環境
ブロード環境を推奨します。
- パソコン環境

■ 「HTML調査票」又は「Excel調査票」に回答していただく場合

OS	ブラウザ		表計算ソフト(※3) (Excel調査票をご利用の場合のみ)
	Internet Explorerの場合	Internet Explorer以外の場合	
Windows 10 (※1)	Internet Explorer 11.0	Firefox 78.0	Microsoft Office Excel 2019
Windows 8.1 (※1)		Google Chrome 83.0	Microsoft Office Excel 2016
Windows 7 ESU (※4)		Microsoft Edge 44.1 (※2)	Microsoft Office Excel 2013 Microsoft Office Excel 2010
macOS 10.15	-	Safari 13.1	-

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 「Windows 10」での利用に限ります。

(※3) 表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- ・ Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません
- ・ 利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
- ・ マクロ機能が組み込まれているExcel調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。

また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合(※)があります。

(※)例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

(※4) Windows 7は、2020年1月14日にMicrosoft社のサポートを終了しているため当サイトの推奨環境から対象外となっております。

当サイトにおいては、Windows 7 ESUの環境にて動作確認を行っておりますが、ESUの利用を推奨するものではありません。

拡張セキュリティ更新(ESU)プログラムの詳細はMicrosoft社のホームページでご確認ください。

■ 「PDF調査票」に回答していただく場合

OS	ブラウザ		PDF利用ソフト(※3)
	Internet Explorerの場合	Internet Explorer以外の場合	
Windows 10 (※1)	Internet Explorer 11.0 (※2)	-	Adobe Acrobat Reader DC
Windows 8.1 (※1)		-	

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 32bit版での利用に限ります。

(※3) PDF利用ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・ Adobe Reader 以外のPDF利用ソフトには対応していません。
- ・ Adobe Reader の環境設定でJavaスクリプトが有効になっている必要があります。

(秘)令和 年 水揚量・価格調査(年間・月別)及び水揚量・価格情報(日別) 調査拒否等報告

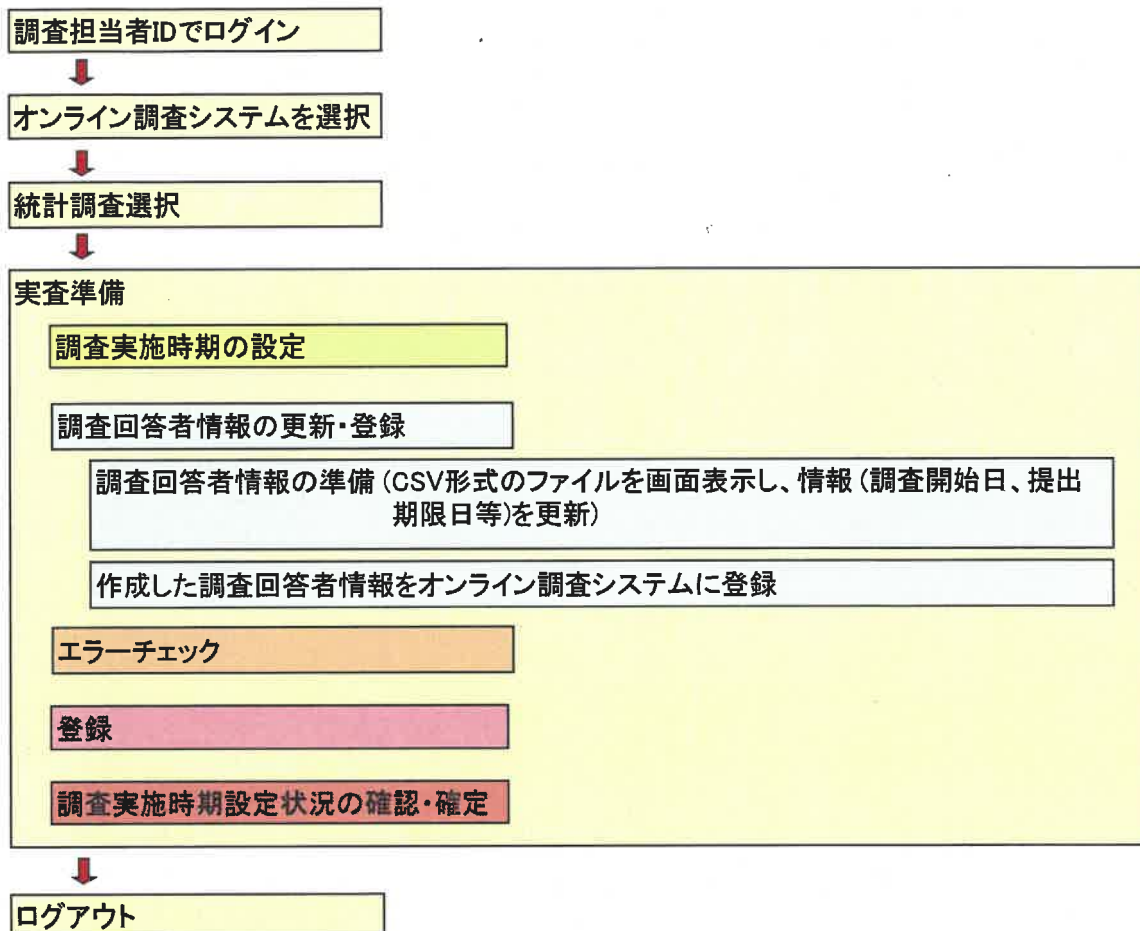
	水揚量・価格調査(年間)
	水揚量・価格調査(月別)
	水揚量・価格情報(日別)

No.

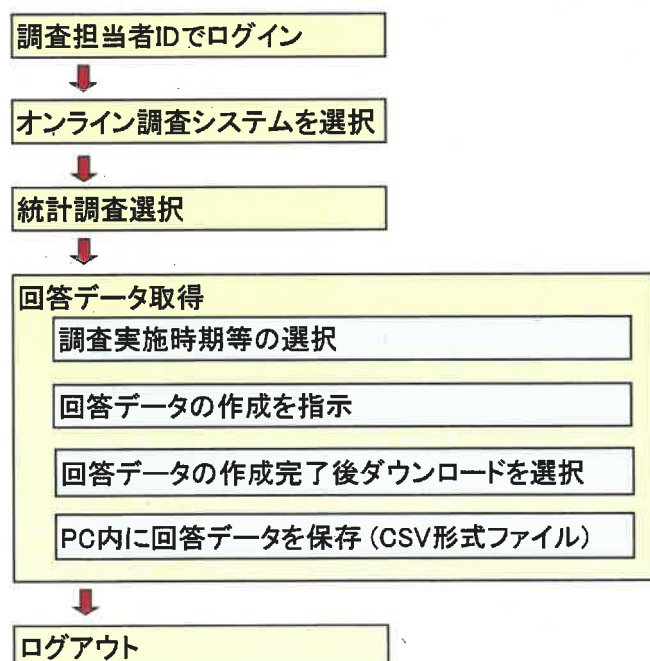
No	月日	応対時刻	調査客体名	調査拒否・遅延理由等
	/			〈記入例①〉 日常の仕事が忙しいので、調査(情報収集)に協力する時間がない。また、調査結果が何に利用されているのか解らない。
	/			〈記入例②〉 個人情報なので調査に協力できない。
	/			
	/			
	/			

水揚量・価格調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



(秘)令和 年 水揚量・価格調査(年間・月別)及び水揚量・価格情報(日別) 問合せ、苦情等対応状況

水揚量・価格調査(年間)
水揚量・価格調査(月別)
水揚量・価格情報(日別)

No.

No	月 日	応対時刻	調査票の指標欄		応対内容		備考
			調査区コード	調査区名	苦情等・照会内容	回答内容	
	/				〈記入例①〉 天然、養殖で区別をするのか。	〈記入例①〉 天然、養殖の区別をせず計上して下さい。	
	/				〈記入例②〉 養殖用種苗のもじやこ(ぶりの幼魚)の水揚量・ 価格は、「ぶり類」に計上してよいか。	〈記入例②〉 もじやこ等の養殖用種苗は、「ぶり類」に除いて 下さい。	
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						

産地水産物流通調査(水揚量・価格調査)

審査事項一覧表

水産庁加工流通課

目 次

1	調査票の審査	1
2	集計結果表の審査	4
	(参考) 調査用語の説明	5
	(参考) 品目分類	6
	(参考) 令和元年調査実績	10
	(参考) 調査品目別対象調査区(月別)	11
	(参考) 調査票データ取りまとめ表	12
	(参考) 集計結果表の例	14

1 調査票の審査

項番	審査事項	対処方法
1	指標部等に、誤りがないか確認する。	卸売市場・漁業協同組合等名簿（以下、「名簿」という）の各コードと確認し、データ取得状況・入力状況を名簿に記載する。また、下記の内容も併せて確認する。 ①年月日に間違いはないか。 ②月次データについては前月までの調査票が全て揃っており、報告漏れの月がないか。
2	年次データ・月次データについて、誤りがないか審査する。	年次データについては前年以前の調査票を、月次データについては前月以前の調査票を参考に比較検討を行い、審査する。疑義が生じた場合は、調査対象へ確認を行い、修正が生じたら調査票へ修正データを記入する。 【主な調査事項】 ①データの記入に誤りはないか。 ②記入欄に欄違いはないか。 ③調査単位（トン）に誤りはないか（単位未満は四捨五入） ④記入漏れはないか。 ⑤搬入物・輸入物のデータは除かれているか。 ※調査対象より水揚量・価額・価格が記載された台帳等の写しが提出された場合、魚種名が従来からその地域での一般的に使用している呼び名である地方名で記載されている場合がある。その場合、民間事業者においては、魚種名の変換（水産庁が貸与する「産地魚種流通名」を活用）を行うものとする。 なお、民間事業者においては、「産地魚種流通名」のファイルを整備するとともに適宜更新する。この変換テーブルは、魚名辞典等で調べ、掲載されていない魚種・不明確なものは調査対象に照会して確認をとるものとする。 また、次の事項について、適切にデータが記入されているか、審査する。 ・各品目において、天然、養殖の区別をしない。 ・「くろまぐろ」及び「みなみまぐろ」は20Kg以上、「めばち」及び「きはだ」は概ね10kg以上の成魚に限り、冷凍品はフィレーを含め記入する。 ・「その他のまぐろ類」には、「めじ（まぐろの幼魚）」「だるま（めばちの幼魚）」「きめじ（きはだの幼魚）」等と呼ばれている概ね10kg以下のもののほか、「こしなが」を記入する。 ・「くろかわ類」には、「くろかわかじき」のほか、「しろかわかじき」を含め記入する。 ・「かつお」は、「かつお（本はつお、まがつおと呼ばれているもの）」のみ記入し、「すま（やいと）」「はがつお（きつねがつお）」等の他のかつお類は除くこと。 ・「さけ類」の冷凍品は生に含め記入する。

- ・「しらす」は、通称「しらす」、「ましらす」と呼ばれているもので、「いわし類の稚仔魚（体長35mm以下のもの）」を記入する。
- ・「まあじ」は、通称「まあじ」、「じんた」、「ぜんご（まあじの幼魚）」と呼ばれて入るものを記入する。ただし、「めあじ（あかあじ）」、「かいわり」、「くろあじ（まあじのくろあじ系以外のもの）」、「しまあじ」等の「あじ類」を除くこと。
- ・「ぶり類」には、通称「ぶり（はまち・いなだ）」、「ひらまさ」「かんぱち」を含め記入する。ただし、「もじゃこ」等の養殖用種苗は除くこと。
- ・「ひらめ」は「ひらめ」のみとし、「がんぞうびらめ」や「やりがれい」等の「他のひらめ類」を除くこと。
- ・「かれい類」には、「まがれい」、「あぶらがれい」、「うしのした類」のほか、「ひらめ」の一部（「がんぞうびらめ」、「やりがれい」）を含め記入する。
- ・「まだら」には、「まだら」のみ記載し、「メルルーサ」「リング」「ギンダラ」「ハドック」「ホキ」「イトヒキダラ」等の底だら類を除く。
- ・「めぬけ類」には、「まめぬけ」「あらすかめぬけ」「ぼらめぬけ」「こうじんめぬけ」等市場でめぬけ類として取り扱われているものを記入する。
- ・「きちじ」には、通称「きんき」「きちじ」「きんきん」と呼ばれているものを記入する。
- ・「にべ・ぐち類」には、「にべ」「こいち」「しろぐち」「くろぐち」「ふうせい」「きぐち」等のにべ科（通称にべ、ぐち、いしもちと呼ばれるもの）記入する。
- ・「えそ類」には、「まえそ」「あかえそ」「おきえそ」等のえそ科（市場でえそとして取り扱われているもの）を記入する。
- ・「はも」には「おきはも」「からすはも」「くろはも」を除く。
- ・「まだい」は養殖向けの幼魚を除く。
- ・「ぶり類」には、通称「ぶり（はまち・いなだ）」、「ひらまさ」「かんぱち」を含め記入する。ただし、「もじゃこ」等の養殖用種苗は除くこと。
- ・「ちだい・きだい」には「ちだい（はなだい、ちこだいと呼ばれているもの）」、「きだい（れんこだい）」を記載する。
- ・「くろだい・へだい」には「くろだい（ちぬ）」「みなみくろだい」「きちぬ（きびれ）」「へだい」を記載する。
- ・「いさぎ」は「いさぎ」のみ記載し、「しまいさぎ」「やがたいさぎ」等は除いて記載する。
- ・「さわら類」には、「さわら」「ひらさわら」「うしさわら」「よこしまさわら」「おきさわら」等の「さわら類」と呼ばれているものを記載する。
- ・「ぼら」には、「ぼら」「からすみぼら」「めなだ」等の「ぼら類」を記載する。
- ・「その他の魚類」には、「ほうぼう類」「あんこう類」「きんめだい類」「メルルーサ」「ホキ」等、年間調査の品目分類に掲載されていないものを記載する。
- ・「その他のえび類」には、年間調査の品目分類に掲載されていない、「ほっこくあかえび」「大正えび」「ぼたんえび」「さくらえび」「あきあみ（つのはしおきあみを除く。）」等を記載する。

3	・「たらばがに」は、「たらばがに」のみとし、「あぶらがに」は「その他のかに類」に含み記載する。 ・「がざみ類」は、「ひらつめがに」「のこぎりがざみ」「がざみ」「がざみ」等を記載する。 ・「その他のかに類」には前記に分類されない、「けがに」「あさひがに」「いばらがに」「あぶらがに」等のかに類」を記載する。 ・「ちだい・きだい」には「ちだい（はなだい、ちこだいと呼ばれているもの）、「きだい（れんこだい）」を記載する。 ・「するめいか（まいか）」は外国水域で漁獲された「アルゼンチンまついか」「ニュージーランドするめいか」を含む。またツボ抜き・ロールイカ等に調整されたものを含む。 ・「こういか類」は「こういか」、「しりやけいか（すみいか・まいか）」「かみなりいか」等の「こういか類（もんごういかを除く。）」を記載する。 ・「あかいか」は通称「ばかいか」「むらさきいか」と呼ばれる「あかいか」に、外国水域で漁獲されるアメリカ力おあかいか」を含む。また、つぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。 ・「その他のいか類」は前記に分類されない、「あおりいか」「やりいか」「けんさきいか」「もんごういか」「じんどういか」「ほたるいか」「たこいか」等のいか類で、つぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。 ・「その他の水産動物類するめいか」は前記に分類されない、おきあみ（つのなしおきあみ）、ほや、しゃこ等の水産動物類を記載する。 ・「海産ほ乳類」は海に生息する「いるか」「くじら類」を記載する。 ・「その他の塩蔵品」は、「塩さんま」「塩ざば」「塩干し」等の塩蔵品を記載する。 ・「その他の加工品」は「煮干し」「塩干し」、その他調味加工した魚介類等の水産加工品を記載する。 ・「その他の貝類」は、「あかがい」「いたやがい」「つぶ」等の貝類を記載する。 ・「その他の海藻類」は、「てんぐさ」「ふのり」「のり（生・干）」「ばらのり（生・干）」等の海藻類を記載する。なお、板のりを除く。 担当者の変更・連絡先の変更があった場合には、随時、名簿を更新する。
3	その他の確認事項。

2 集計結果表の審査

項番	審査事項	対処方法
1	審査済み調査票のデータが正しく電子化されているか確認する。	全ての審査済み調査票のデータが電子化されたか、電子化されたデータに入力ミスや桁ズレ等の誤りがないか、確認する。 また、データ登録時、マイナスイ値や合計値が異なる等のエラー値がないかチェックを行う。 なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。 【チェック条件】 結果表は、下記のポイントを重点的にチェックすること。 ・月次統計表では、過去のデータ（前月・前年同月の値）と照らし合わせ、水揚数量・価格の値が±50%以内で適正であるかチェックする。この数値を超える場合、記入ミスやなんらかの要因が考えられるので調査対象に問い合わせる。 ・年次統計表では、過去のデータ（前年以前の複数年）と照らし合わせ、その市場でその魚種の水揚げがあったかをまず確認する。次にその市場でその魚種の水揚数量・価格の値が±50%以内で適正であるかチェックする。この数値を超える場合、数量が正しい場合や数量が箱数のままですでうまく換算されていない等の要因が考えられるので不明事項を調査対象に問い合わせる。 ・年次統計表の月次帳票と、毎月公表する月次統計表をチェックし、なるべく一致させること（なお、年次データ・月次データのの違いによる搬入物の有無、年次データ・月次データの各市場による調査対象の違いにより、誤差が生じる場合もある）

(参考)調査用語の説明

- 1 上場水揚量
調査区内の卸売市場において、せり、入れ、相対等によって取引された数量をいう。(搬入量(調査区外の漁港等から搬入されたもの)及び冷蔵庫から出庫された量は除く。)
- 2 上場水揚価額
調査区内の卸売市場における取扱金額である。
上場水揚価額を上場水揚量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。
- 3 卸売価格

水揚量・価格調査(年間)の品目分類

品 目 分 類		定 義	又	は	内 容	例	示
くろまぐろ	生	くろまぐろの成魚(おおむね20kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。					
	冷						
みなみまぐろ	冷	みなみまぐろ(いんどまぐろを含む。)の成魚。(おおむね20kg以上のもの)冷凍フィレーを含む。					
	生						
びんなが	冷	通称びんちょう、とんぼと呼ばれているもの。冷には、冷凍フィレーを含む。					
	生						
め ば ち	生	めばちの成魚。(おおむね10kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。					
	冷						
き は だ	生	きはだの成魚。(おおむね10kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。					
	冷						
そ の 他 の まぐろ 類	生	通称めじ(まぐろの幼魚)、だるま(めばちの幼魚)、きめじ(きはだの幼魚)等と呼ばれているもので、まぐろ類の小型のもの。					
	冷						
ま か じ き	生	まかじき					
	冷						
め か じ き	生	めかじき					
	冷						
くろかわ類	生	通称くろかじきと呼ばれているもののほか、しろかわかじき(しろかじき)を含む。					
	冷						
そ の 他 の か じ き 類	生	ばしょうかじきのほか、前記で分類されないかじき類。					
	冷						
か つ お	生	かつお(すま(やいと)、はがつお(きつねがつお)等のかつおを除く。)					
	冷						
そ う だ が つ お	生	ひらそうだがつお、まるそうだがつお					
	冷						
さ め 類	生	通称さめ又は、ふかと呼ばれているもので、よしきりざめ、もうかざめ(ねずみざめ)、めじろざめ、おながざめ等のさめ類					
	冷						
さ け 類	生	べにざけ、しろざけ(さけ、あきさけ)、ぎんざけ、ますのすけ等のさけ類。なお、冷凍品は生に含む。					
	塩						
ま す	生	からふとます、さくらます等のます類。なお、塩蔵品も含む。					
	塩						
こ の し ろ 類	生	このしろ(こはだ)					
	冷						
に し ろ ん	生	にしん					
	冷						
ま い わ し	生	まいわし					
	冷						
う る め い わ し	生	うるめいわし					
	冷						
か た く ち い わ し	生	かたぐちいわし					
	冷						
し ら す	生	通称しらす、ましらすと呼ばれているもので、いわし類の稚仔(35mm以下のもの)					
	冷						

ま	あ	じ	通称まあじ、じんた、ぜんご(まあじの幼魚)と呼ばれているもの。(めあじ(あかあじ)、かいわり、くろあじ、しまあじ等のあじ類を除く。)
む	ろあ	じ	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、くさやむろ等むろあじ類
さ	ば	類	まさば(ひらさば)、ごまさば(まるさば)
さ	ん	ま	さんま
ぶ	り	類	通称ぶり(はまち、いなだ)、ひらまさ、かんぱち等と呼ばれているもの(もじやこ(ぶりの幼魚)の養殖向けのものは除く。)
ひ	ら	め	ひらめ(がんぞうびらめ、やりがれいを除く。)
か	れい	生	まがれい、あぶらがれい、うしのした類のほか、ひらめの一部(がんぞうびらめ、やりがれい)を含む。
		冷	
た	ら	生	まだら(底だら(メルルーサ、リング、ギンダラ、ハドック、ホキ、イトヒキダラ等)を除く。)
		冷	
す	けとう	生	すけとうだら
す	けとう	冷	すけとうだら
ほ	っ	け	通称ほっけ、きたのほっけと呼ばれているもの
め	ぬ	け	まめぬけ、あらすかめぬけ、ぼらめぬけ、こうじんめぬけ等市場でめぬけ類として取り扱われているもの
き	ち	じ	通称きんき、きちじ、きんきんと呼ばれているもの
は	た	た	はたはた
に	ぎ	す	にぎす、かごしまにぎす
に	べ・ぐち	類	にべ、こいち、しろぐち、くろぐち、ふうせい、きぐち等のにべ科(通称にべ、ぐち、いしもちと呼ばれるもの)
え	そ	類	まえそ、あかえそ、おきえそ等のえそ科(市場でえそとして取り扱われているもの)
い	ぼ	だ	いぼだい(えぼだい、うおぜ)
あ	な	ご	まあなご、くろあなご
は		も	はも(おきはも、からすはも、くろはもを除く。)
た	ち	う	たちうお
え	い	類	あかえい、がんぎえい、とびえい、さかたざめ等えい類
ま	だ	い	まだい(養殖向けの幼魚を除く。)
ち	だ	い	ちだい(はなだい、ちこだい)、きだい及び市場でれんこだいとして取り扱われているもの
く	ろ	だ	くろだい(ちぬ)、みなみくろだい、きちぬ(きびれ)、へだい
い	さ	き	いさき(しまいさき、やがたいさき等は除く。)
さ	わ	ら	さわら、ひらさわら、うしさわら、よこしまさわら、おきさわら等のさわら類
し	い	ら	しいら、えびすしいら
と	び	う	とびうお(あご)、はまとびうお、ほそとびうお等のとびうお科
ぼ	ら	類	ぼら、からすみぼら、めなた等のぼら類
す	ず	き	成長段階でせいご(24cm以下)、ふっこ(64cm以下)、すずき(60cm以上)と呼ばれているもの

い	か	な	ご	通称こうなご(幼魚)、めろろど、おおなご(成魚)等と呼ばれているもの
あ	ま	だ	い	しろあまだい、あかあまだい、きあまだい等のあまだい科
と	ら	ふ	ぐ	とらふぐ
そ	の	他	のふぐ類	とらふぐ以外のふぐ類
そ	の	他	の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類(ほうぼう類、あんこう類、きんめだい類等のほか、メルル一サ、ホキ等遠洋で漁獲されるものを含む。)
い	せ	え	び	いせえび
く	る	ま	えび	くるまえび
そ	の	他	のえび類	前記に分類されない、ほっこくあかえび、大正えび、ぼたんえび等のえび類(さくらえび、あきあみ(つのなしおきあみを除く。))等を含む。)
た	ら	ば	がに	たらばがに
ず	わ	い	がに	通称まつばがに、えちぜんがに、こうばくがに、せいこがにと呼ばれているもの
べ	に	ず	わいがに	べにずわいがに
が	ざ	み	がに類	ひらつめがに、のこざりがざみ、がざみ等のがざみ類
そ	の	他	のかに類	前記に分類されない、けがに、あさひがに、いばらがに等のかに類
する	め	い	か	するめいか(外国水域で漁獲されるアルゼンチンまづいか、ニュージージーランドするめいかを含む。)
こ	う	い	か類	こういか、しりやけいか(まいか)かみなりいか等のこういか類(もんごういかを除く。)
あ	か	い	か	通称ばかいか、むらさきいか、あかいか(アメリカおおあかいかを含む。)
そ	の	他	の生	で、つば抜き、ロール等の調整されたものを含む。
い	か	類	生	前記に分類されない、あおりいか、やりいか、もんごういか、じんごういか、ほたるいか、たこいか等のいか類で、つば抜き、ロール等の調整されたものを含む。
た	こ	こ	類	まだこ、みずだこ、いいだこ等のたこ類
う	に	類	殻付	ばふんうに、むらさきうに等のうに類
な	ま	こ	むき身類	まなまこ、くろなまこ等のなまこ類
そ	の	他	の水産動物類	前記に分類されない、おきあみ(つのなしおきあみ)、ほや、しゃこ等の水産動物類
海	産	ほ	乳類	海に生息するいか、くじら類の海産ほ乳類
そ	の	他	の塩蔵品	塩ざば、塩さんま等の塩蔵品
そ	の	他	の加工品	煮干し、塩干し、調味加工した魚介類等の水産加工品
あ	わ	び	殻付	まだか、めがいて(めんがいて)、くろあわび(おがいて)等のあわび類(むき身を除く。)
さ	ざ	え	殻付	さざえ
は	ま	ぐり	殻付	はまぐり、ちようせんはまぐり
あ	さ	り	殻付	あさり、ひめあさり
ほ	た	て	がいがい	ほたてがいがい

ほっきがい	殻 付		ほっきがい
	む	き 身	
か き	殻 付		かき
	む	き 身	
その他の貝類	殻 付		前記に分類されない、あかがい、いたやがい、つぶ等の貝類
	む	き 身	
こんぶ		干	こんぶ(生及びボイル製品を除く。)
わかめ		生	通称わかめと呼ばれているもの
		干	
その他の海藻類		生	前記以外の海藻類で、てんぐさ、ふのり、のり(生・干)、ばらのり(生・干)等の海藻類(ボイル製品は生に含む。)なお、板のりを除く。
		干	

水揚量・価格調査(年・月別)及び水揚量・価格情報(日別)における調査区一覽表(令和元年調査実績)

都道府県	調査区 (情報収集地区)	年	水揚量・価格調査(情報)	月	日
北海道	日舞	○	○	○	○
	舞室	○	○	○	○
	路嫌	○	○	○	○
	岸津	○	○	○	○
	樹尾	○	○	○	○
	河内	○	○	○	○
	蘭島	○	○	○	○
	原田	○	○	○	○
	館前	○	○	○	○
	内別	○	○	○	○
北海	道	○	○	○	○
	森	○	○	○	○
	松雅	○	○	○	○
	枝津	○	○	○	○
	常網	○	○	○	○
	羽留	○	○	○	○
	増小	○	○	○	○
	余岩	○	○	○	○
	江	○	○	○	○
	計	31	9	4	4
青森	戸上	○	○	○	○
	せ沢	○	○	○	○
	所通	○	○	○	○
	畑浦	○	○	○	○
	間井	○	○	○	○
	森内	○	○	○	○
	地田	○	○	○	○
	別泊	○	○	○	○
	原る	○	○	○	○
	沢浦	○	○	○	○
岩手	久宮	○	○	○	○
	田山	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○

都道府県	調査区 (情報収集地区)	年	水揚量・価格調査(情報)	月	日
宮城	沼川	○	○	○	○
	仙津	○	○	○	○
	気志	○	○	○	○
	女石	○	○	○	○
	塩垣	○	○	○	○
	計	6	4	4	4
	岩八	○	○	○	○
	能若	○	○	○	○
	北五	○	○	○	○
	戸	○	○	○	○
秋田	館森	○	○	○	○
	代美	○	○	○	○
	浦合	○	○	○	○
	賀川	○	○	○	○
	本王	○	○	○	○
	田川	○	○	○	○
	崎庄	○	○	○	○
	目沢	○	○	○	○
	浦湯	○	○	○	○
	浜	○	○	○	○
山形	田良	○	○	○	○
	蘭	○	○	○	○
	計	21	○	○	○
	酒田	○	○	○	○
	急	○	○	○	○
	相久	○	○	○	○
	中小	○	○	○	○
	平大	○	○	○	○
	那那	○	○	○	○
	渡	○	○	○	○
福島	馬之	○	○	○	○
	之之	○	○	○	○
	名計	○	○	○	○
	珂	○	○	○	○
	計	4	○	○	○
	子原	○	○	○	○
	浦浦	○	○	○	○
	央	○	○	○	○
	中	○	○	○	○
	倉計	4	○	○	○
茨城	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
	三	○	○	○	○
千葉	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
東京	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
神奈川	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
静岡	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○
	根	○	○	○	○

都道府県	調査区 (情報収集地区)	年	水揚量・価格調査(情報)	月	日
新潟	湯船	○	○	○	○
	雲	○	○	○	○
	計	4	○	○	○
	魚新	○	○	○	○
	米	○	○	○	○
	計	3	○	○	○
	小七	○	○	○	○
	字橋	○	○	○	○
	輪金	○	○	○	○
	計	6	○	○	○
富山	木尾	○	○	○	○
	津立	○	○	○	○
	島沢	○	○	○	○
	計	1	○	○	○
	国前	○	○	○	○
	越前	○	○	○	○
	越前	○	○	○	○
	越前	○	○	○	○
	越前	○	○	○	○
	越前	○	○	○	○
石川	浦原	○	○	○	○
	色浜	○	○	○	○
	計	5	○	○	○
	浦子	○	○	○	○
	美具	○	○	○	○
	計	5	○	○	○
	舞宮	○	○	○	○
	網間	○	○	○	○
	計	4	○	○	○
	香葉	○	○	○	○
兵庫	住山	○	○	○	○
	坂崎	○	○	○	○
	良	○	○	○	○
	計	5	○	○	○
	浦串	○	○	○	○
	湯	○	○	○	○
	計	3	○	○	○
	代取	○	○	○	○
	岡	○	○	○	○
	計	4	○	○	○
和歌山	田社	○	○	○	○
	田	○	○	○	○
	計	3	○	○	○
	日下	○	○	○	○
	津	○	○	○	○
	計	2	○	○	○
	計	2	○	○	○
	計	2	○	○	○
	計	2	○	○	○
	計	2	○	○	○

都道府県	調査区 (情報収集地区)	年	水揚量・価格調査(情報)	月	日
山梨	関	○	○	○	○
	萩	○	○	○	○
	計	4	○	○	○
	浦	○	○	○	○
	嶺	○	○	○	○
	島	○	○	○	○
	計	4	○	○	○
	田	○	○	○	○
	治寺	○	○	○	○
	計	3	○	○	○
香川	八深	○	○	○	○
	計	2	○	○	○
	甲手	○	○	○	○
	佐窪	○	○	○	○
	土	○	○	○	○
	計	5	○	○	○
	福岡	○	○	○	○
	唐高	○	○	○	○
	計	1	○	○	○
	計	1	○	○	○
長崎	浦崎	○	○	○	○
	保本	○	○	○	○
	平家	○	○	○	○
	江	○	○	○	○
	計	7	○	○	○
	牛本	○	○	○	○
	計	2	○	○	○
	佐鶴	○	○	○	○
	大	○	○	○	○
	分	○	○	○	○
宮崎	北川	○	○	○	○
	田	○	○	○	○
	延	○	○	○	○
	計	4	○	○	○
	阿枕	○	○	○	○
	山	○	○	○	○
	東	○	○	○	○
	串	○	○	○	○
	内	○	○	○	○
	計	7	○	○	○
鹿島	那糸	○	○	○	○
	平	○	○	○	○
	石	○	○	○	○
	計	4	○	○	○
	計	4	○	○	○
	計	4	○	○	○
	計	4	○	○	○
	計	4	○	○	○
	計	4	○	○	○
	計	4	○	○	○
沖縄	久宮	○	○	○	○
	田山	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○
	大釜	○	○	○	○

注:表中の○は、各調査の該当調査区を示す。

水揚量・価格調査(月別)調査品目別対象調査区一覧表(令和元年調査実績)

調 査 区	まぐろ（冷）		まぐろ（生）		びんなが（冷）		びんなが（生）		めばち（冷）		めばち（生）		まかじき（冷）		まかじき（生）		きはだ（冷）		きはだ（生）		さば（冷）		さば（生）		ぶり（冷）		ぶり（生）		たこ（冷）		たこ（生）		あかいか（冷）		あかいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）		すめいか（冷）		すめいか（生）	
-------------	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--

調査票データ取りまとめ表 産地水産物流通調査 水揚量・価格調査(年間)

年	調査区番号	調査区	魚種コード	魚種名	数量(kg)	価額(円) (税込)	価格(円 /kg)

調査票データ取りまとめ表 産地水産物流通調査 水揚量・価格調査(月別)

年月	調査区番号	調査区	魚種コード	魚種名	数量(kg)	価額(円)(税込)	価格(円/kg)

産地水産物流通調査 (2018年)

1 産地上場水揚量・卸売価格 (209漁港)

(1) 品目別上場水揚量・上場水揚価額・卸売価格

水揚量:t
単位 価 額:百万円
価 格:1kg当たり円

品 目	上場水揚量	上場水揚価額	卸売価格
総 (貝類・海藻類を含む。)	#REF!	#REF!	-
魚 類 ・ 水 産 動 物 類 計	#REF!	#REF!	-
生 冷 塩	2 023 993	445 720	220
鮮 凍 蔵	301 020	94 600	314
品 品 計	6	3	510
ま ぐ ろ (生)	3 784	7 647	2 021
ま ぐ ろ (冷)	3 333	5 711	1 713
び ん な が (生)	28 239	12 006	425
び ん な が (冷)	8 283	3 046	368
め ば ち (生)	4 139	5 890	1 423
め ば ち (冷)	16 606	17 678	1 065
き は だ (生)	10 681	9 365	877
き は だ (冷)	27 452	13 021	474
そ の 他 の ま ぐ ろ 類 (生)	11 714	7 455	636
そ の 他 の ま ぐ ろ 類 (冷)	29 708	6 396	215
ま か じ き (生)	903	664	735
ま か じ き (冷)	141	114	811
め か じ き (生)	3 889	3 804	978
め か じ き (冷)	747	601	804
く ろ か わ 類 (生)	883	420	476
く ろ か わ 類 (冷)	417	199	478
そ の 他 の お だ が 類 (生)	266	173	653
そ の 他 の お だ が 類 (冷)	48 502	15 340	316
そ の 他 の お だ が 類 (生)	196 512	37 735	192
そ の 他 の お だ が 類 (冷)	7 239	914	126
さ さ け 類 (生)	13 955	2 044	146
さ さ け 類 (冷)	52 121	33 788	648
さ さ け 類 (生)	5	2	309
さ さ け 類 (冷)	6 239	2 395	384
ま こ の し	536	59	111
に ま う か し	7 735	643	83
に ま う か し	459 324	19 221	42
に ま う か し	35 017	2 397	68
に ま う か し	33 942	2 143	63
に ま う か し	4 390	3 308	754
ま ろ あ	94 421	18 821	199
ま ろ あ	8 354	887	106
ま ろ あ	530 564	51 137	96
ま ろ あ	112 845	20 849	185
ま ろ あ	80 560	30 377	377
ひ か れ い ら (生)	3 881	4 156	1 071
ひ か れ い ら (冷)	24 097	8 782	364
ひ か れ い ら (生)	0	0	70
ひ か れ い ら (冷)	41 271	10 319	250
ひ か れ い ら (冷)	-	-	-
す け と う だ ら (生)	100 010	7 440	74
す け と う だ ら (冷)	-	-	-
す ほ め き	19 219	1 849	96
す ほ め き	110	188	1 701
す ほ め き	875	1 968	2 250
は に べ そ だ	4 147	1 685	406
は に べ そ だ	2 264	561	248
は に べ そ だ	970	258	266
は に べ そ だ	1 945	356	183
は に べ そ だ	207	118	571
あ は	2 352	1 861	791
あ は	806	424	526

【統計表(水揚量・価格調査(年間))】

産地水産物流通調査 (2018年)

1 産地上場水揚量・卸売価格 (209漁港)

(2) 漁港別品目別上場水揚量・卸売価格

漁 港		総 数 (貝類・海藻類を含む)		魚類・水産動物類計		生鮮品計		冷凍品計	
		上場水揚量	価格	上場水揚量	価格	上場水揚量	価格	上場水揚量	価格
計		1	2 566 663	234	2 325 896	234	2 023 993	220	301 020 314
北海道太平洋北区計		2	337 485	194	304 898	167	301 277	162	3 570 579
羅 白 (北 海 道)	3	19 676	356	19 559	356	19 559	356	-	-
歯 舞 (")	4	11 607	563	9 383	404	9 383	404	-	-
根 室 (")	5	46 914	223	45 900	221	45 900	221	0	70
釧 路 (")	6	124 259	71	123 777	70	123 777	70	-	-
白 糠 (")	7	1 896	719	1 336	847	1 336	847	-	-
厚 岸 (")	8	17 367	282	14 927	225	14 927	225	-	-
広 尾 (")	9	44 670	86	43 944	75	43 944	75	-	-
大 津 (")	10	820	634	820	634	820	634	-	-
大 樹 (")	11	1 132	685	705	737	705	736	-	-
浦 河 (")	12	7 703	212	7 657	209	7 657	209	-	-
静 内 (")	13	2 005	543	1 744	512	1 744	512	-	-
室 蘭 (")	14	12 207	246	11 815	240	11 803	239	-	-
福 島 (")	15	809	1 230	297	935	297	935	-	-
砂 原 (")	16	16 413	234	8 910	169	8 875	162	-	-
虻 田 (")	17	4 755	260	1 079	155	1 076	152	-	-
森 (")	18	19 025	259	7 116	174	7 116	174	-	-
函 館 (")	19	4 518	788	4 279	692	709	1 261	3 570	579
松 前 (")	20	1 709	666	1 649	624	1 649	624	-	-
太平洋北区計		21	500 376	213	496 258	210	479 349	202	16 900 446
八 戸 (青 森)	22	106 175	159	105 924	159	96 097	117	9 827	565
階 上 (")	23	676	616	663	577	663	577	-	-
お い せ (")	24	646	467	385	587	385	587	-	-
三 沢 (")	25	1 688	470	1 236	531	1 236	531	-	-
六 ヶ 所 (")	26	1 609	477	1 369	493	1 369	493	-	-
東 通 (")	27	4 420	598	3 581	604	3 581	604	-	-
大 畑 (")	28	1 012	780	1 011	771	816	810	191	606
風 浦 (")	29	601	598	451	672	451	672	-	-
大 間 (")	30	1 457	1 369	939	1 783	939	1 783	-	-
佐 井 (")	31	870	375	870	375	870	375	-	-
横 浜 (")	32	218	1 752	218	1 752	218	1 752	-	-
久 慈 (岩 手)	33	7 802	241	7 799	241	7 799	241	-	-
宮 古 (")	34	20 189	287	20 189	287	20 189	287	-	-
田 老 (")	35	1 349	366	1 348	366	1 348	365	-	-
山 田 (")	36	4 379	213	4 353	210	4 353	210	-	-
大 槌 (")	37	1 536	199	1 489	195	1 489	195	-	-
釜 石 (")	38	9 708	184	9 681	180	9 681	180	-	-
大 船 渡 (")	39	43 144	152	43 065	151	43 065	151	-	-
気 仙 沼 (宮 城)	40	82 796	234	82 681	234	81 425	233	1 257	269
志 津 川 (")	41	5 340	390	4 800	411	4 799	411	-	-
女 川 (")	42	36 943	201	36 910	201	36 164	200	744	259
石 巻 (")	43	105 795	172	105 681	171	102 330	168	3 347	247
塩 釜 (")	44	13 139	544	13 139	544	12 070	568	1 068	282
亘 理 (")	45	835	578	820	578	820	578	-	-
相 馬 釜 (福 島)	46	3 290	618	3 116	628	3 116	628	-	-
久 之 浜 (")	47	-	-	-	-	-	-	-	-
沼 内 (")	48	586	589	479	614	316	721	163	408
中 ノ 作 (")	49	238	394	238	394	238	394	-	-
小 名 浜 (")	50	5 943	145	5 941	144	5 639	124	302	510
平 潟 潟 (茨 城)	51	1 563	499	1 529	502	1 529	502	-	-
大 津 (")	52	3 869	269	3 869	268	3 869	268	-	-
那 湊 (")	53	800	399	756	364	756	364	-	-
波 崎 (")	54	31 761	88	31 727	88	31 727	88	-	-
太平洋中区計		55	573 073	213	571 350	212	399 657	149	171 686 359
銚 子 (千 葉)	56	252 430	118	252 295	118	252 295	118	-	-
大 原 (")	57	684	975	679	957	679	957	-	-
勝 浦 (")	58	21 777	420	21 773	419	21 773	419	-	-
千 倉 中 央 (")	59	1 546	421	1 394	257	1 394	257	-	-

産地水産物流通調査 (2018年)

2 主要品目別月別漁港別上場水揚量・価格

産地水産物流通調査(水揚量・価格調査(月別調査))の結果をあわせて取りまとめたものである。

品 目 漁 港		平. 30 1月		2		3		4		5		6		
		水揚量	価格	水揚量	価格	水揚量	価格	水揚量	価格	水揚量	価格	水揚量	価格	
まぐろ(生)														
調査対象27漁港計		1	68	2 870	67	2 831	80	4 308	292	2 134	317	1 767	1 625	1 214
歯	舞(北海道)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八	戸(青森)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮	古(岩手)	4	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2 173	0	1 270
釜	石(岩手)	5	0	5 460	-	-	-	-	-	-	1	2 095	0	1 439
大 船	渡(岩手)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2 543	13	1 850
気 仙	沼(宮城)	7	0	2 431	1	4 466	1	3 098	54	1 346	4	1 636	33	1 045
女	川(宮城)	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2 256
石	巻(宮城)	9	-	-	-	-	-	-	-	-	0	4 104	6	877
塩	釜(宮城)	10	1	9 054	6	3 418	4	4 396	147	1 724	185	1 650	491	1 029
銚	子(千葉)	11	2	7 579	7	4 163	5	6 697	21	2 312	13	1 556	7	1 407
勝	浦(千葉)	12	1	10 314	1	7 728	4	9 688	9	4 841	0	7 636	-	-
三	崎(神奈川)	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沼	津(静岡)	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2 160
焼	津(静岡)	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈 屋	浦(三重)	16	0	1 597	0	2 333	0	1 744	-	-	0	1 836	0	2 270
勝	浦(和歌山)	17	2	5 951	3	10 615	9	10 082	22	4 973	12	3 700	1	3 001
串	本(和歌山)	18	0	2 646	-	-	0	1 933	-	-	0	2 041	0	2 394
鶴	見(大分)	19	1	1 232	0	1 638	1	1 712	1	1 741	0	2 404	1	2 434
油	津(宮崎)	20	-	-	0	10 994	2	9 300	1	3 503	4	2 027	1	1 626
新 舞	潟(新潟)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2 784	2	2 613
境	鶴(京都)	22	2	8 186	1	6 602	0	4 208	0	1 971	2	3 991	2	2 627
	(鳥取)	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	960	1 191
唐	津(佐賀)	24	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1 404	-	-
松	浦(長崎)	25	0	2 782	0	2 076	0	2 818	-	-	0	1 686	-	-
長 崎	崎(長崎)	26	57	2 293	45	1 829	49	2 312	25	2 393	23	2 352	74	2 420
鹿 児	島(鹿児島)	27	3	2 488	4	3 351	4	6 285	6	2 749	9	2 745	11	2 416
那	覇(沖縄)	28	-	-	-	-	-	-	5	1 783	54	1 104	22	1 109
まぐろ(冷)														
調査対象3漁港計		29	247	1 854	472	1 906	136	1 789	62	1 784	15	1 932	206	1 555
三	崎(神奈川)	30	57	1 712	17	1 834	20	1 789	14	1 784	15	1 932	11	1 988
清	水(静岡)	31	94	1 854	302	1 906	116	1 789	48	1 784	-	-	-	-
焼	津(静岡)	32	95	1 940	153	1 914	-	-	-	-	-	-	195	1 530
びんが(生)														
調査対象21漁港計		33	1 727	453	1 800	469	2 241	461	1 604	452	8 554	360	5 591	373
大 船	渡(岩手)	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気 仙	沼(宮城)	35	2	388	6	388	2	453	1	353	1 836	356	3 847	362
石	巻(宮城)	36	-	-	-	-	-	-	-	-	229	339	13	308
塩	釜(宮城)	37	203	476	245	477	233	530	215	386	152	373	81	356
小 名	浜(福島)	38	-	-	-	-	-	-	-	-	42	360	-	-
銚	子(千葉)	39	80	447	97	421	161	365	150	343	1 638	360	221	368
勝	浦(千葉)	40	234	557	248	500	652	344	431	331	3 833	348	732	360
三	崎(神奈川)	41	-	-	0	421	0	421	7	289	-	-	-	-
沼	津(静岡)	42	-	-	-	-	0	263	-	-	-	-	-	-
焼 津	(静岡)	43	-	-	-	-	0	324	0	270	23	344	-	-
奈 屋	浦(三重)	44	0	747	0	783	0	555	-	-	-	-	-	-
勝	浦(和歌山)	45	718	466	771	473	832	517	581	576	761	432	647	445
串	本(和歌山)	46	5	675	2	786	1	656	0	632	-	-	0	140
油	津(宮崎)	47	55	362	116	316	56	446	16	438	4	446	3	346
唐 津	(佐賀)	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松 浦	(長崎)	49	-	-	-	-	0	360	-	-	-	-	-	-
佐 世	保(長崎)	50	0	1 080	0	1 452	-	-	-	-	-	-	-	-
枕 崎	(鹿児島)	51	0	619	-	-	2	260	-	-	1	382	0	380
山 川	(鹿児島)	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿 児	島(鹿児島)	53	73	479	91	443	59	514	27	589	4	553	3	406
那	覇(沖縄)	54	355	352	224	522	243	576	176	498	31	507	44	520
びんが(冷)														
調査対象10漁港計		55	637	385	450	412	269	412	87	431	713	321	3 157	348

【統計表(水揚量・価格調査(月別))】

1 月別品目別上場水揚量・価格

年	月		まぐろ(生)	まぐろ(冷)	びんなが(生)	びんなが(冷)	めばち(生)	めばち(冷)	きはだ(生)	きはだ(冷)	まかじき(生)
(t)											
上 場 水 揚 量											
令.	01.	08	213	460	523	457	297	1 039	1 097	3 916	52
		09	122	960	279	1 021	484	1 230	674	3 925	55
		10	93	335	324	786	726	1 326	512	3 623	80
		11	40	229	588	306	774	1 218	348	2 620	52
令.	01.	12	90	259	1 312	340	692	1 407	309	1 487	89
令.	02.	01	145	420	1 567	492	372	2 010	244	2 683	161
		02	101	273	1 576	459	266	1 912	322	3 995	174
		03	106	25	1 759	332	180	1 384	323	4 858	150
		04	277	70	4 292	272	217	629	519	5 197	139
		05	486	256	13 677	2 900	225	1 822	742	3 543	63
		06	1 246	81	11 195	8 754	140	1 401	1 068	1 985	51
		07	458	428	481	4 055	128	1 649	1 071	2 051	31
		08	503	354	367	622	467	1 201	989	2 209	30
対 前 月 比 (%)			110	83	76	15	366	73	92	108	94
対 前 年 同 月 比 (%)			236	77	70	136	157	116	90	56	57
(1kg当たり円)											
価 格											
令.	01.	08	1 895	1 655	613	424	1 293	956	849	352	367
		09	1 990	1 704	713	448	1 369	948	788	371	424
		10	2 693	1 694	586	436	1 228	1 010	895	336	453
		11	2 588	1 649	542	397	1 217	1 031	963	345	639
令.	01.	12	2 621	1 987	497	452	1 574	979	1 232	310	764
令.	02.	01	3 365	1 993	478	432	1 735	864	1 588	291	616
		02	2 791	1 948	485	399	1 550	993	1 527	333	593
		03	2 601	1 777	432	405	1 426	897	1 359	307	544
		04	1 882	1 959	372	378	1 017	840	879	301	461
		05	1 587	1 709	355	317	651	739	762	295	457
		06	1 496	1 798	214	226	666	706	706	359	304
		07	1 613	1 488	445	292	909	747	733	329	402
		08	1 226	1 477	455	398	1 243	722	623	366	415
対 前 月 比 (%)			76	99	102	136	137	97	85	111	103
対 前 年 同 月 比 (%)			65	89	74	94	96	76	73	104	113

【統計表(水揚量・価格調査(月別))】

2 漁港別品目別上場水揚量・価格

単位水揚量:t 価格:円/kg

漁 港		まぐろ(生)		まぐろ(冷)		びんなが(生)		びんなが(冷)		めばち(生)		めばち(冷)	
		水揚量	価格	水揚量	価格	水揚量	価格	水揚量	価格	水揚量	価格	水揚量	価格
対 象 漁 港 計	1	503	1 226	354	1 477	367	455	622	398	467	1 243	1 201	722
稚 内	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紋 別	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
網 走	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
羅 白	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯 舞	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
根 室	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釧 路	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
函 館	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 樽	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八 戸	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮 古	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釜 石	13	0	1 392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 船 渡	14	0	1 813	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気 仙 沼	15	0	1 373	-	-	0	363	16	323	6	535	11	324
女 川	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 巻	17	0	1 629	7	756	-	-	-	-	-	-	-	-
塩 釜	18	491	1 217	-	-	11	376	81	324	291	1 284	-	-
小 名 浜	19	-	-	8	756	-	-	-	-	-	-	-	-
大 津	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
波 崎	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚 子	22	1	1 277	-	-	8	305	-	-	56	1 307	-	-
勝 浦(千葉)	23	-	-	-	-	0	220	-	-	0	217	-	-
三 崎	24	-	-	17	1 973	-	-	-	-	-	-	514	785
新 潟	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 木	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沼 津	27	-	-	-	-	0	321	-	-	-	-	-	-
清 水	28	-	-	64	1 509	-	-	91	409	-	-	240	722
焼 津	29	-	-	257	1 478	-	-	434	412	-	-	437	657
奈 屋 浦	30	0	745	-	-	1	368	-	-	-	-	-	-
勝 浦(和歌山)	31	-	-	-	-	167	647	-	-	42	950	-	-
串 本	32	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1 592	-	-
舞 鶴	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
境	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜 田	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下 関	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八 幡 浜	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 岡	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
唐 津	39	1	2 243	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松 浦	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長 崎	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 世 保	42	-	-	-	-	0	521	-	-	-	-	-	-
鶴 見	43	0	1 885	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 浦	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
油 津	45	-	-	-	-	0	359	-	-	0	1 839	-	-
枕 崎	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 川	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿 児 島	48	10	1 531	-	-	5	503	-	-	5	1 688	-	-
那 覇	49	-	-	-	-	174	282	-	-	66	1 219	-	-

【統計表(水揚量・価格調査(月別))】

3 累積上場水揚量・価格

主 要 品 目		累 積 の 上 場 水 揚 量 (t)			累 積 の 平 均 価 格 (1kg 当 たり 円)		
		令和2年 1月～8月	31年 1月～8月	対前年 同期比	令和2年 1月～8月	31年 1月～8月	対前年 同期比
				%			%
まぐろ(生)	1	3 323	3 134	106	1 673	1 593	105
まぐろ(冷)	2	1 906	2 207	86	1 727	1 739	99
びんなが(生)	3	34 915	15 149	230	329	468	70
びんなが(冷)	4	17 885	4 157	430	277	456	61
めばち(生)	5	1 996	1 879	106	1 239	1 203	103
めばち(冷)	6	12 007	12 121	99	819	969	85
きはだ(生)	7	5 277	6 815	77	851	889	96
きはだ(冷)	8	26 521	23 108	115	317	411	77
まかじき(生)	9	799	836	96	522	554	94
まかじき(冷)	10	66	90	73	541	730	74
めかじき(生)	11	2 150	1 861	115	1 055	1 108	95
めかじき(冷)	12	432	421	103	808	845	96
かつお(生)	13	20 130	30 084	67	341	295	115
かつお(冷)	14	93 868	134 863	70	189	173	109
まいわし	15	374 956	275 491	136	42	44	97
うるめいわし	16	7 864	23 849	33	73	71	104
かたくちいわし	17	8 525	18 643	46	56	54	104
まあじ	18	56 413	57 613	98	216	218	99
むろあじ	19	4 565	4 828	95	118	102	116
さば類	20	200 212	265 648	75	99	102	97
さんま	21	173	1 273	14	1 352	499	271
たら(生)	22	24 353	22 346	109	159	203	78
すけとうだら(生)	23	77 869	66 256	118	44	60	73
すけとうだら(冷)	24	-	-	-	-	-	-
ほっけ	25	9 451	4 552	208	41	107	38
するめいか(生)	26	6 027	5 573	108	472	494	96
するめいか(冷)近海	27	1 694	1 459	116	865	666	130
するめいか(冷)遠洋	28	-	-	-	-	-	-
あかいか(生)	29	11	5	229	212	244	87
あかいか(冷)	30	4 257	3 696	115	388	506	77
ぶり類	31	29 649	30 691	97	245	270	91
かれい類(生)	32	8 688	7 930	110	210	273	77
まだい	33	2 564	2 870	89	581	735	79
ずわいがに	34	81	489	17	1 256	1 162	108
たこ類	35	3 236	3 634	89	500	559	89

水産物流通調査業務
水揚量・価格情報(日別調査)
審査事項一覧表

水産庁加工流通課

目 次

1	調査データの審査	1
2	集計結果表の審査	2
	(参考) 調査用語の説明	3
	(参考) 令和元年調査実績	4
	(参考) 調査票データ取りまとめ表	5
	(参考) 集計結果表の例	6
	(補足) 魚種区分・魚種名の定義	7
	(補足) 数量	8
	(補足) 大中小の分類	9

1 調査データの審査

項番	審査事項	対処方法
1	データについて、誤りがないか審査する。	前年同日のデータ等を参考に比較検討を行い、審査する。疑義が生じた場合は、調査対象へ確認を行い、修正が生じたらデータの修正を行う。 ①データの記入に誤りはないか。 ②調査単位（トン又はkg又は箱重量等）の単位違いはないか。 ③漏れているデータ項目はないか。
2	その他の確認事項。	担当者の変更・連絡先の変更があった場合には、随時、名簿を更新する。

2 集計結果表の審査

項番	審査事項	対処方法
1	審査済みデータが正しく電子化されているか確認する。	全ての審査済みデータが電子化されたか、電子化されたデータに入力ミスや桁ズレ等の誤りがないか、確認する。 なお、疑義が生じた場合は、データの審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。

(参考)調査用語の説明

1 上場水揚日

調査区内の卸売市場において、せり、入れ、相対等によって取引された日をいう。

2 上場水揚量

調査区内の卸売市場において、せり、入れ、相対等によって取引された数量をいう。(搬入量(調査区外の漁港等から搬入されたもの)及び冷蔵庫から出庫された量は除く。)

3 価格

「高値」欄には、1kg当たりで最も高い価格を記載する。「中値」欄には、1kg当たりの平均価格(※)を記載する。「底値」欄には1kg当たりで最も安い価格を記載する。

※平均価格が不明な場合、数量を加味した加重平均を算出し、中値とする。加重平均を算出できない場合、高値・安値の単純平均を中値とする。

水揚量・価格調査(年間・月別)及び水揚量・価格情報(日別)における調査区一覧表(令和元年調査実績)

都道府県	調査区 (情報収集地区)	水揚量・価格調査(情報)			調査区 (情報収集地区)	水揚量・価格調査(情報)		
		年間	月別	日別		年間	月別	日別
北海道	日舞室路糠岸津樹尾河内蘭島原田	〇	〇	〇	沼川	〇	〇	〇
	根室根釧白厚大天浦静室福砂虹	〇	〇	〇	仙	〇	〇	〇
	函松稚紋枝藻常網羽留増小余岩江	〇	〇	〇	津	〇	〇	〇
	森	〇	〇	〇	卷	〇	〇	〇
	館前内別幸別呂走幌萌毛樽市内差	〇	〇	〇	釜	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	理	〇	〇	〇
	八階お三六東大風大佐機青平野蓮外今中五つ鬱深	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	戸上せ沢所通畑浦間井浜森内地田浜別泊原る沢浦	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	い	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	カ	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
青森	間	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	辺	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	ヶ	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	所	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	川	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	ヶ	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
岩手	慈古老田鍋川	〇	〇	〇	東田津水津崎	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇	計	〇	〇	〇

都道府県	調査区 (概略収養地区)	水稲量・価格調査(情報)			日別
		年間	月別		
新潟県	新岩雲	〇	〇	〇	〇
	濁上計	〇	-	-	-
新潟県	魚計	4	1	1	1
	新米	〇	-	-	〇
富山県	米計	〇	-	-	-
	小計	3	-	-	1
石川県	木尾津	〇	〇	〇	〇
	立島	〇	-	-	-
石川県	輪金計	〇	-	-	〇
	出計	〇	-	-	〇
福井県	三越	6	1	1	2
	越救小	〇	-	-	-
福井県	計	5	-	-	-
	西形	〇	-	-	-
愛知県	一豊	〇	-	-	-
	計	4	-	-	-
愛知県	奈白	〇	〇	-	-
	安和尾	〇	-	-	-
三重県	舞宮	5	1	-	-
	網間	〇	〇	-	-
京都府	計	〇	-	-	-
	香住	4	1	-	-
京都府	柴浜	〇	-	-	〇
	林由	〇	-	-	-
兵庫県	計	5	-	-	1
	勝串	〇	〇	〇	〇
和歌山県	湯中	〇	-	-	-
	浅計	3	2	〇	1
鳥取県	代取	〇	-	-	-
	隣計	〇	-	-	-
鳥取県	赤計	4	1	1	1
	浜久	〇	〇	-	〇
鳥取県	益計	〇	-	-	-
	日下	3	1	1	1
岡山県	津計	〇	-	-	-
	計	2	-	-	-

都道府県	調査区 (情報収集地区)	水流量・価格調査(情報)			日別
		年間	月別	日別	
山口県	下関	〇	〇	-	-
	仙北	〇	-	-	-
	計	〇	1	-	-
徳島県	幡豆	〇	〇	-	-
	小松	〇	〇	-	-
	計	〇	4	-	-
香川県	引庵	〇	-	-	-
	観音	〇	-	-	-
	計	3	-	-	-
愛媛県	八幡	〇	〇	〇	〇
	深井	〇	1	-	1
	計	2	-	-	-
高知県	甲子	〇	-	-	-
	佐賀	〇	-	-	-
	窪土	〇	-	-	-
福岡県	佐賀	5	-	-	-
	福岡	〇	〇	〇	〇
	計	1	1	1	1
佐賀県	唐高	〇	〇	〇	〇
	計	2	1	-	1
	松長	〇	〇	〇	〇
長崎県	佐賀	〇	〇	〇	〇
	保平	〇	〇	-	-
	家江	〇	-	-	-
熊本県	江深	7	3	2	2
	牛本	〇	-	-	-
	計	2	-	-	-
大分県	佐賀	〇	-	-	-
	鶴見	〇	〇	-	-
	大分	3	1	-	-
宮崎県	北川	〇	〇	-	-
	油延	〇	〇	-	-
	計	4	2	-	-
鹿児島県	阿久	〇	-	〇	〇
	枕山	〇	〇	-	-
	東串	〇	〇	-	-
沖縄県	鹿内	7	3	1	1
	那覇	〇	〇	-	-
	石平	〇	-	-	-
合計	計	4	1	-	-
合計	合計	208	48	-	29

調査票データ取りまとめ表 水揚量・価格情報(日別)

[illegible]

※「魚体組成」欄には、調査対象から送付される価格情報で魚体組成の区別をしていない場合は「0」を記載。「価額(円)」欄及び「価格(円/kg)」欄には、魚体組成の区別をしていない場合は「大」欄に価格を記載。

集計結果表 水揚量・価格情報(日別)

[illegible]

※「魚体組成」欄には、調査対象から送付される価格情報で魚体組成の区別をしていない場合は「0」を記載。
「価格(円/kg)」欄には、魚体組成の区別をしていない場合は「大」欄に価格を記載。

(補足)水揚量・価格情報(日別)の魚種区分・魚種名の定義

魚種区分	魚種名	定義又は内容例示
いわし類	生マイワシ	マイワシ、大羽、ニタリ、中羽、小羽
	生カタクチイワシ	カタクチイワシ、セグロ、タレ、ゴボウ
	生ウルメイワシ	ウルメイワシ
あじ類	生マアジ	マアジ、ゼンゴ
	生マルアジ	マルアジ、アオアジ
	生むろあじ類(マルアジ除)	金ムロ、銀ムロ、ムロ、モロ、クサヤムロ
さば類	生さば類(マサバ・ゴマサバ込)	マサバとゴマサバに分離できないもの
	生マサバ	マサバ、ヒラサバ、ギリ、ローソク
	生ゴマサバ	ゴマサバ、マルサバ、ゴマギリ、ゴマローソク
さけ類	生アキサケ(雌・雄込)	アキサケのうち、雌と雄に分離できない
	生アキサケ(雌)	アキサケの雌
	生アキサケ(雄)	アキサケの雄
ぶり類	生ブリ(天然:イタダ・ワラサ含)	ブリ、ワラサ、イナダ、ワカシ
	生ハマチ(養殖)	養殖物のブリ
	生ヒラマサ	ヒラマサ
	生カンパチ	カンパチ、ヒレナガカンパチ
さわら類	生さわら類	サワラ、ヒラサワラ、ウシサワラ(沖サワラ)、ヨコシマサワラ
まぐろ類	生クロマグロ	クロマグロ、本マグロ、概ね20kg以上
	生メジマグロ、ヨコワ(クロマグロ幼魚)	クロマグロ・本マグロの幼魚、概ね20kg以下、メジマグロ、ヨコワ
	冷ミナミマグロ	ミナミマグロ、インドマグロ
	生キハダ	キハダ、キワダ、概ね10kg以上
	冷キハダ	キハダ、キワダ、概ね10kg以上
	生キメジ(キハダ幼魚)	キハダの幼魚、概ね10kg以下
	冷キメジ(キハダ幼魚)	キハダの幼魚、概ね10kg以下
	生メバチ	メバチ、バチ。概ね10kg以上
	冷メバチ	メバチ、バチ。概ね10kg以上
	生ダルマ(メバチ幼魚)	メバチの幼魚、概ね10kg以下。
	冷ダルマ(メバチ幼魚)	メバチの幼魚、概ね10kg以下。
	生ビンナガ	ビンナガ、トンボ、ビンチョウ
	冷ビンナガ	ビンナガ、トンボ、ビンチョウ
かつお類	生カツオ	カツオ
	冷カツオ	カツオ
かじき類	生マカジキ	マカジキ
	冷マカジキ	マカジキ
	生メカジキ	メカジキ
	冷メカジキ	メカジキ
その他魚類	生ニシン	ニシン
	生サンマ	サンマ
いか・たこ類	生スルメイカ	するめいか、まいか
	冷スルメイカ	するめいか、まいか
	生アカイカ	アカイカ、ムラサキイカ
	冷アカイカ(太平洋)	アカイカ、ムラサキイカ
	冷アカイカ(ペルー)	アメリカオオアカイカ、ペルーイカ
	生マダコ	マダコ
	生ミズダコ	ミズダコ

(補足)水揚量・価格情報(日別)の数量

数量は0.1トン単位で記載する。なお、箱数で報告しているところは、平均箱重量を用いトン換算する。

魚種名	箱種類等	1箱当たりの重量
生鮮スルメイカ	発泡	5kg
生鮮スルメイカ	木箱	18kg
生鮮スルメイカ	コンテナ	20kg
冷凍スルメイカ	ブロック	8kg
冷凍スルメイカ	IQF(一本凍結)	8kg
冷凍アカイカ	開耳取り	10kg
冷凍アカイカ	耳	10kg
冷凍アカイカ	足	10kg
冷凍アカイカ	軟骨	10kg
生鮮マアジ(九州)	CB(クリーンボックス)	16kg
生鮮ムロアジ(九州)	CB(クリーンボックス)	16kg
生鮮マサバ(九州)	CB(クリーンボックス)	16kg
生鮮ゴマサバ(九州)	CB(クリーンボックス)	16kg

(補足)水揚量・価格情報(日別)の大中小の分類

調査対象から送付される価格情報で大中小毎での記載がある場合は、当該記載を転記。魚種毎の大中小の目安は、以下の表を参照する。

マイワシ

1尾当たり重量	大中小	銘柄名
1尾120g以上	大	大羽
1尾80g以上	中	中羽
1尾50g以上	小	小羽
1尾50g以下	極小	

生鮮スルメイカ 1C/S=5kg入

1箱当たり入尾数	大中小	銘柄名
12～20尾入	大	
25尾入	中	
30尾入	小	
40～50尾入・バラ入	極小	

マアジ

1尾当たり重量	大中小	銘柄名
1尾200g以上	大	
1尾150g以上	中	
1尾100g以上	小	
1尾100g以下	極小	豆

冷凍スルメイカ 1C/S=8kg入

1箱当たり入尾数	大中小	銘柄名
11～30尾入	大	
31～60尾入	中	
61～90尾入	小	
91尾入～	極小	

マサバ・ゴマサバ(さば類含む)

1尾当たり重量	大中小	銘柄名
1尾500g以上	大	大
1尾400g以上	中	中
1尾300g以上	小	小・ギリ
1尾300g以下	極小	ローソク・豆

冷凍アカイカ(開耳取)1C/S=10kg入

1箱当たり入尾数	大中小	銘柄名
11～30尾入	大	
31～50尾入	中	
51尾入～	小	

サンマ

1尾当たり重量	大中小	銘柄名
1尾160g以上	大	
1尾120g以上	中	
1尾80g以上	小	
1尾80g以下	極小	ジャミ

カツオ

1尾当たり重量	大中小	銘柄名
1尾5kg以上	大	
1尾3kg以上	中	
1尾1kg以上	小	
1尾1kg以下	極小	

ブリ

1尾当たり重量	大中小	銘柄名
1尾5kg以上	大	ブリ
1尾3kg以上	中	ワラサ
1尾1kg以上	小	イナダ
1尾1kg以下	極小	ワカシ

	水揚量・価格調査(年間)
	水揚量・価格調査(月別)
	水揚量・価格情報(日別)

[illegible]

別紙12 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

			平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	常勤職員		0	0	0
	非常勤職員		0	0	0
物件費			0	0	0
委託費等	委託費定額部分		60,512	55,638	56,597
	成果報酬等		0	0	0
	旅費その他		0	0	0
計(a)			0	0	0
参考値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a)+(b)			0	0	0

(注記事項)

1. 本事業は、「水産物流通調査事業」のうち水産物流通情報の収集・発信に係る業務を民間事業者に委託しており、令和2年度までの委託費及び実施状況は、水揚量・価格調査・価格情報の他、用途別出荷量調査及び冷蔵水産物流通調査を含む。
- (令和3年度より、水揚量・価格調査・価格情報について、令和5年度までの3年間を契約期間として、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札を水産庁が実施予定。)
2. 業務の実施期間は、4月から翌3月までの1年間。
3. 委託費の積算には、調査に係る人件費、通信運搬費、情報収集手当、機器保管費などが含まれる。

1. 従来の実施に要した経費

単位:百万円

項 目	平成30年度	令和元年度
人件費	27.1	31.2
情報収集手当	19.3	19.6
旅費	0	0
機器保管費	3.7	1
印刷費	0	0
通信運搬費	0.5	0.3
消耗品	0.4	0.3
一般管理費	4.3	4.3
再委託	0.4	0
合計	55.7	56.7

4. 令和2年度の委託費は、58,230千円。
5. 調査内容は変更していない。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
常勤職員	4	5	5
非常勤職員	4	2	2

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象、主要漁港の水揚実態、魚介類の分類、業界(漁業、水産加工業、冷凍・冷蔵業)に関する予備知識が必要。
- 水産物流通調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 4～6月及び12～3月にかけて、調査関係書類の配付、調査票の回収、調査客体からの照会対応、調査票の審査、未提出客体への催促等、業務の繁忙期にあたる。(水揚量・価格調査(年間)、用途別出荷量調査)
- 水揚量・価格調査(月別・日別)及び冷蔵水産物流通調査は、月次調査であるため、時期による業務の繁閑はない。
- 月毎の人員配置も変わらない。

(注記事項)

民間事業者の実施体制(令和元年度)は、以下の通り。

※ ()内は平成30年度の数値

	業務の種類	実施体制	受託事業者分		再委託分
1	調査対象客体名簿の更新業務	33.0 人日	33.0 人日	(32.0 人日)	人日
2	調査対象客体への書類等の発送業務	10.0 人日	10.0 人日	(10.0 人日)	人日
3	調査客体からの問い合わせへの対応業務	15.0 人日	15.0 人日	(15.0 人日)	人日
4	調査票の受付・管理業務	29.0 人日	29.0 人日	(28.0 人日)	人日
5	調査票の回収が遅れている調査客体に対しての催促業務	20.0 人日	20.0 人日	(20.0 人日)	人日
6	回収した調査票の入力業務	685.0 人日	685.0 人日	(666.0 人日)	人日
7	審査業務(データのエラーチェック等を含む)	82.0 人日	82.0 人日	(80.0 人日)	人日
8	調査客体への疑義照会業務	20.0 人日	20.0 人日	(20.0 人日)	人日
9	サーバ等のシステム運用管理業務	44.0 人日	44.0 人日	(42.0 人日)	人日
10	調査票の保管業務(紙媒体のデータは画像データとしても保管)	20.0 人日	20.0 人日	(20.0 人日)	人日
11	調査客体との契約・経理等の事務作業	39.0 人日	39.0 人日	(38.0 人日)	人日
12	水産物流通調査ホームページへの公表作業(帳票作成作業含む)	20.0 人日	20.0 人日	(20.0 人日)	人日
13	報告書等の作成業務	58.0 人日	58.0 人日	(57.0 人日)	人日
14	その他(主要水産物の市況見通しの資料作成等)	36.0 人日	36.0 人日	(36.0 人日)	人日
15	その他(冷蔵水産物流通調査調査票の印刷・発送等)	34.0 人日	34.0 人日	(33.0 人日)	人日
	合 計	1,145.0 人日	1,145.0 人日	(1117.0 人日)	人日

3 従来の実施に要した施設及び設備

○民間事業者において準備した。

電話4台、FAX1台、コピー機2台、パソコン6台、プリンタ1台、シュレッダー1台、書庫、机・いす

○施設

事務室一角(鍵付保管ロッカー、鍵付書庫

サーバ室(要入室カード:インターネットサーバ、データベースサーバ、認証用サーバ、ファイヤーウォール)及びクラウド型サーバ

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。

2. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

3. 水産物流通情報提供システムを使用する場合には、当該システムの動作に必要なサーバ等のハードウェアを、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

水揚量・価格調査(年間)			
項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	210	209	208
提出数	210	209	208
回収率	100.0%	100.0%	100.0%

水揚量・価格調査(月別) 平成29年度												
項 目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
対象者数	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
提出数	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

水揚量・価格調査(月別) 平成30年度												
項 目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
対象者数	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
提出数	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

水揚量・価格調査(月別) 令和元年度												
項 目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
対象者数	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
提出数	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

水揚量・価格情報(日別) 平成29年度												
項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者数	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
提出数	26	27	26	26	26	29	29	29	28	26	26	26
回収率	89.7%	93.1%	89.7%	89.7%	89.7%	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	89.7%	89.7%	89.7%

水揚量・価格情報(日別) 平成30年度												
項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者数	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
提出数	26	27	26	26	26	29	29	29	28	26	26	26
回収率	89.7%	93.1%	89.7%	89.7%	89.7%	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	89.7%	89.7%	89.7%

水揚量・価格情報(日別) 令和元年度												
項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者数	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
提出数	26	27	26	26	26	29	29	29	28	26	26	26
回収率	89.7%	93.1%	89.7%	89.7%	89.7%	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	89.7%	89.7%	89.7%

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

○業務フロー図については別紙2のとおり。

○民間事業者との連絡を密にし、打合せや電話連絡により情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題等を把握し改善を図ることにより、よりよい調査になるよう努めている。

○調査客体からの問合せに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。

○調査客体に調査拒否された場合、民間事業者へ再度適切な指導を行っている。

(注記事項)

1 調査協力依頼の方法と実績

令和元年調査においては、新規追加対象者に対して民間事業者による訪問又は電話による調査の協力依頼を行った。

調 査 名	訪 問	電 話
水揚量・価格調査(年間)	0	0
水揚量・価格調査(月別)	0	0
水揚量・価格情報(日別)	0	0

2 調査方法と実績

令和元年調査においては、郵送、電子メール、FAX及び電話聞き取りの中から調査客体が希望する方法により行った。

調 査 名	郵便	電子メール	FAX	電話
水揚量・価格調査(年間)	58	92	50	8
水揚量・価格調査(月別)	9	29	28	0
水揚量・価格情報(日別)	0	4	24	1

3 調査客体からの照会件数と主な内容

令和元年調査における調査客体からの照会件数は以下のとおり。

調 査 名	件数	主な照会内容
水揚量・価格調査(年間)	9	提出する調査票の記載方法・内容確認
水揚量・価格調査(月別)	2	提出する調査票の記載方法・内容確認
水揚量・価格情報(日別)	0	

4 調査客体への疑義照会件数と主な内容

令和元年調査における疑義照会件数は以下のとおり。

調 査 名	件数	主な照会内容
水揚量・価格調査(年間)	17	提出した調査票の内容確認、地方魚種名の確認
水揚量・価格調査(月別)	0	提出した調査票の内容確認、地方魚種名の確認
水揚量・価格情報(日別)	0	

5 催促の方法と実績

令和元年調査においては、指定した期日まで調査票等を回収できなかった調査客体に対して電話により催促を行った。

調 査 名	催促した客体数	催促延べ回数	催促回収率
水揚量・価格調査(年間)	91	121	98%
水揚量・価格調査(月別)	6	60	100%
水揚量・価格情報(日別)	0	0	-

6 調査客体への謝金支払と実績

令和元年調査における調査客体に支払う謝金については、口座振り込みにより支給している。謝金の支給金額は、延べ285客体に対して総額約14,558千円(謝金支払いにかかる振り込み手数料や人件費等は含まない。)を支払った。

水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別）
照会対応事例集

水産庁

目 次

1	調査の目的、調査結果の利活用	1
2	調査対象	2
3	実査	4
4	調査票の報告（回収）方法	5
5	その他	6

1 調査の目的、調査結果の利活用

項番	照会事項	回答例
1	調査に協力すると、どのようなメリットがあるのか。	調査協力を頂く方に直接的なメリットではありませんが、漁業経営の安定や国民に対する水産物の安定供給を図るための水産物の需給・価格動向の把握や水産物の食料自給率向上施策等の基礎的な資料となりますので、調査に御協力頂きますよう御願いたします。
2	報告した数値が、そのまま個人情報として調査結果において発表されることはないのか。	個々の調査結果は、主要漁港別等に集計し直して公表しますので、個々の情報を公表することは一切ありません。 また、個人、法人等の個々の秘密に属する事項については、秘密保持され、公表されることはありません。
3	この調査を行う目的は何か。また、この調査は何に利用しているのか。	水産物流通調査は、漁業経営の安定や国民に対する水産物の安定供給を図るため、全国の主要漁港における主要品目の水揚量・卸売価格を把握することを目的として実施しておりま す。 当該調査結果は、水産物の需給・価格の動向を把握や水産物の食料自給率向上施策等のための基礎的な資料として利用されています。

2 調査対象

項番	照会事項	回答例
1	何故、当卸売業者（漁業協同組合）等が調査対象となったのか。	全国の主要漁港○（※各調査・情報収集の漁港数）の水揚量・価格等を把握するため、当該漁港の全ての卸売業者（漁業協同組合等）に調査を御願ひしているところです。
2	何故、当卸売業者（漁業協同組合）等を調査するのか。他の当卸売業者（漁業協同組合）等で調査できないのか。	本調査は、水産物の需給・価格動向の把握や水産物の食料自給率向上施策等のための基礎的な資料として利用され、該当する漁港の卸売業者（漁業協同組合等）に調査協力をいただき、水揚量等を把握しておりますが、調査客体の代替えは難しく、調査対象となる卸売業者等に御協力いただいております。 今後とも、調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますよう御願ひいたします。

3	水揚量も減少しており、次回からは調査を遠慮したい。	本調査は、水産物の需給・価格の動向を把握や水産物の食料自給率向上施策等のための基礎的な資料として利用され、主要漁港の水揚量を把握していることから、水揚量（在庫量）の多少にかかわらずに、調査客体に御協力をいただいております。 今後とも、調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。
4	調査期間中に休業しているが、調査に協力しないといけないのか。	休業前の〇月までの水揚量等の記入を御願いたします。
5	県下（市区町内）でどれくらいの卸売業者（漁業協同組合等）を調査しているのか。	全国では〇〇件調査を行っており、〇〇県（〇〇市区町）では、〇〇件調査を行っています。

3 実査

項番	照会事項	回答例
1	「きんめだい」の水揚量・価格は、どの品目に計上すればよいのか。	「きんめだい」の水揚量・価格は、「その他の魚類」に計上して下さい。
2	「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」に分けられない場合、どの品目に計上すればよいのか。	「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」に分けられない場合は、「その他のまぐろ類」に計上して下さい。
3	箱数や山売り単位で帳票を整理している場合、どのように kg 単位に換算すればよいのか。	その魚種の平均的な 1 箱当たりの重量 (kg) や 1 山あたりの重量を箱数に乗じて換算し、水揚数量を kg で算出して下さい。
4	帳票がソウダカツオとカツオを一緒にカツオ類で集計している場合、カツオだけの数量をどのように報告すればよいのか。	Kg 単位が数十円と安い場合には分布等も考慮し、そうだがつお類と整理して下さい。
5	帳票に金額しか記載 (整理) していない場合、数量はどのように報告すればよいのか。	その魚種の水揚げ金額をその年のおおよその平均価格 (円/kg) で割って、算出して下さい。
6	帳票が生鮮と冷凍を混じって集計している場合、それぞれの数値 (価額・数量) をどうやって報告すればよいのか。	おおよその生鮮と冷凍の割合を算出していただき、それぞれにおおよその平均価格で按分していただくほか、どうしても分離できない場合は生鮮と冷凍のどちらか多い方に含めて報告して下さい。
7	めじまぐろをくろまぐろに含めて集計している場合、めじまぐろをどうやって報告すればよいのか。	当該月のくろまぐろの水揚げ量が 20kg 以下の水揚げしかない場合には、「その他まぐろ」に分類して下さい。 また、500 円/kg の単価を切るくろまぐろの場合だと、めじまぐろの可能性が高いので、「その他まぐろ」に分類して下さい。

4 調査票の報告（回収）方法

項番	照会事項	回答例
1	業務が忙しく、報告期日に間に合いそうにないが、どうすればいいか。	お忙しいところ、御連絡をいただきましてありがとうございます。 何日頃であれば報告可能でしょうか。（又は水産庁への報告期日が定められていますので、○日までに報告を御願いだきないでしょうか） 【水産庁への報告期日までに報告が可能な場合】 お忙しいところ申し訳ございませんが、○日までに報告を御願います。 【水産庁への報告期日までに報告が不可の場合】 水産庁に連絡し、指示を仰ぎますので、改めて連絡させていただきます。 調査結果が未記入の調査票について、調査客体の個人情報に係る部分はありませんので、個人情報情報が漏洩することはありません。 再度、調査票を送付しますので御協力を御願います。 【電子メールに変更する場合】 （水揚量・価格（年間・月別）の場合）当方から送付します調査票（Excel ファイル）に記入頂いたもの又は各市場の販売管理システム等で出力される帳票等を、電子メールに添付して送り下さい。 【オンライン調査】初期情報を設定後、政府統計オンライン調査に必要なログイン情報や取扱説明書等の資料を送付させていただきます。
2	未記入の調査票をなくしてしまっただ。どうすればいいのか。	
3	調査方法（回答方法）を電子メール又はオンライン調査に変更したい。	
4	報告していた担当者が異動することになったがどのようにしたらよいか。	新しい担当者を教えて下さい。改めて調査の内容について、御連絡を差し上げます。

5 オンライン調査システム関係

項番	照会事項	回答例
1	オンライン調査（政府統計共同利用システム）について、ログイン障害に加えアクセスが遅い、調査票の入力にも多大な時間を要する。負担軽減対策を望む。	システムのレスポンスや操作性等の改善は、政府統計共同利用システムを利用している総務省所管の独立行政法人統計センターへ改善要望を伝えていくこととします。 なお、ログイン障害はIDやパスワードの入力ミスにより発生することが多いため、利用の際には御注意願います。
2	オンライン調査システムにログインできなくなったが、どうすればよいのか。	まず、どのような状況なのか確認させていただき、再度電話で御連絡します。 【パスワードの入力ミスによるログイン制限の場合】 該当客体のログインエラーログをリセットする。 【上記以外の場合】 水産庁に連絡し、指示を仰ぐ。 確認した結果、（確認結果）ということです。今後は、（今後の対応）を実施していただくよう御願います。
3	オンライン調査システムが正常に動かないが、どうすればよいのか。	まず、どのような状況なのか確認させていただき、再度電話で御連絡します。 （水産庁に連絡し、指示を仰ぐ） 確認した結果、（確認結果）ということです。今後は、（今後の対応）を実施していただくよう御願います。
4	オンライン調査システムで報告した値を修正したいが、どのようにすればよいのか。	修正値を入力し、再送信してください。

5	オンライン調査システムで使っているパソコンを更新することになった。どうすればよいのか。	オンライン調査システムを使用できる条件がありますので、これから申し上げる事項を教えてください。 (聞き取った条件とオンライン調査システムを使用できる条件を照合し、使用できるかの有無を確認)・ 使用できる場合は、設定内容を確認するなどの対応 ・ 使用できない場合は、オンライン調査システムが使用できないことについてお詫びするとともに、調査方法の変更を依頼
6	オンライン調査システムを別のパソコンで使おうとすると、動かなくなった。どうすればよいのか。	

6 その他

項番	照会事項	回答例
1	データ管理は万全なのか、調査情報が漏れるということはないのか。	調査票、調査客体名簿の情報セキュリティの管理については、担当者以外の者が不正にアクセスできないような措置を講じるなどの対策を実施しており、報告された情報が漏洩することはありません。 なお、水産庁との契約により秘密の保持を義務付けられており、秘密を漏らした場合には、罰則も適用されます。
2	調査結果が欲しい場合、どうすればよいのか。	【調査結果の所在を知りたい場合】 水産物流通調査結果は、水産庁ホームページ中の水産統計情報に掲載しています。 URLは「〇〇（公表するホームページのアドレス）」となります。 【パソコンをお持ちでない場合】 水産庁の担当者から御連絡差し上げますので、御連絡先を教えてください。
3	謝礼の支給方法を教えてください。	銀行振り込み等により支払います。

産地魚種流通名(抜粋版)

都道府県名	北海道
-------	-----

調査区	釧路
-----	----

No	調査区での魚種名	品目分類における魚種名
1	生さけ	さけ類(生)
2	生ます	ます類
3	生べに	さけ類(生)
4	生ぎん	さけ類(生)
5	生すけ・てつ	さけ類(生)
6	塩さけ	さけ類(塩)
7	塩ます	ます類
8	塩べに	さけ類(塩)
9	塩ぎん	さけ類(塩)
10	塩すけ・てつ	さけ類(塩)
11	まぐろ類	その他のまぐろ類(生)
12	いか	するめいか(生)
13	さんま	さんま
14	さば	さば類
15	すけとうだら	すけとうだら(生)
16	まだら	たら(生)
17	きちじ	きちじ
18	きんきん・目抜	めぬけ類
19	赤魚	その他の魚類
20	はしがれい	かれい類(生)
21	宗八がれい	かれい類(生)
22	あさばがれい	かれい類(生)
23	油がれい	かれい類(生)
24	柳がれい	かれい類(生)
25	さめがれい	かれい類(生)
26	おひょう	かれい類(生)
27	その他かれい	かれい類(生)
28	ほっけ	ほっけ
29	かじか	その他の魚類
30	こまい	その他の魚類
31	はたはた	はたはた
32	いわし	かたくちいわし
33	あぶらこ	その他の魚類
34	たこ	たこ類
35	かに	その他のかに類
36	つぶ	その他の貝類(殻付)
37	ししゃも	その他の魚類
38	きゅうり	その他の魚類
39	その他	その他の魚類
40	春サケ(定置)	さけ類(生)
41	秋サケ(定置)	さけ類(生)
42	まぐろ	その他のまぐろ類(生)
43	たこ	たこ類
44	いか	するめいか(生)
45	さんま	さんま
46	かれい	かれい類(生)
47	ししゃも	その他の魚類
48	かに	その他のかに類
49	ほっき	ほっきがい(殻付)
50	つぶ	その他の貝類(殻付)
51	すけそう	すけとうだら(生)
52	たら	たら(生)
53	あいなめ	その他の魚類
54	うに	うに類(殻付)
55	その他鮮魚	その他の魚類
56	さお前昆布	こんぶ(干)
57	成昆布	こんぶ(干)
58	生昆布	その他の海藻類(生)
59	なが長切昆布	こんぶ(干)
60	あつば長切昆布	こんぶ(干)

No	調査区での魚種名	品目分類における魚種名
61	加工用昆布	こんぶ(干)
62	ふのり	その他の海藻類(生)
63	その他海藻	その他の海藻類(生)
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		
101		
102		
103		
104		
105		
106		
107		
108		
109		
110		
111		
112		
113		
114		
115		
116		
117		
118		
119		
120		

システム構成図（令和 2 年 6 月現在）

